政府機関の情報セキュリティ対策のための 統一基準(第4版) (平成21年度修正)

2010年 5 月 11 日 情報セキュリティ政策会議

目次

第1編 基	本編 1
第 1.1 部 翁	窓則1
1.1.1.1	本統一基準の位置付け1
(1)	政府機関の情報セキュリティ対策の強化における本統一基準の位置付け1
(2)	本統一基準の改訂1
(3)	法令等の遵守1
1.1.1.2	本統一基準の使い方2
(1)	本統一基準と省庁対策基準との関係2
(2)	適用対象範囲2
(3)	全体構成2
(4)	対策項目の記載事項3
(5)	対策レベルの設定3
(6)	評価の方法4
1.1.1.3	情報の格付けの区分及び取扱制限の種類4
(1)	格付け及び取扱制限4
(2)	格付けの区分5
(3)	取扱制限の種類6
1.1.1.4	用語定義6
第 1.2 部 総	B織と体制の整備11
1.2.1 導	入11
1.2.1.1	組織・体制の整備11
遵守	事項11
(1)	最高情報セキュリティ責任者の設置11
(2)	情報セキュリティ委員会の設置11
(3)	情報セキュリティ監査責任者の設置11
(4)	情報セキュリティ責任者の設置11
(5)	情報システムセキュリティ責任者の設置12
(6)	情報システムセキュリティ管理者の設置12
(7)	課室情報セキュリティ責任者の設置12
(8)	最高情報セキュリティアドバイザーの設置13
1.2.1.2	役割の割当て
遵守	事項13
(1)	兼務を禁止する役割の規定13
(2)	上司による承認・許可13
1.2.1.3	違反と例外措置13
遵守	事項
(1)	違反への対処13
(2)	例外措置14

1.2.2 運	重用	16
1.2.2.1	情報セキュリティ対策の教育	16
遵守	事項	16
(1) 情報セキュリティ対策の教育の実施	16
(2) 情報セキュリティ対策の教育の受講	16
1.2.2.2	2 障害・事故等の対処	17
遵守	事項	17
(1) 障害・事故等の発生に備えた事前準備	17
(2) 障害・事故等の発生時における報告と応急措置	17
(3) 障害・事故等の原因調査と再発防止策	18
1.2.3 割	『価	19
1.2.3.1	情報セキュリティ対策の自己点検	19
遵守	事項	19
(1) 自己点検に関する年度計画の策定	19
(2) 自己点検の実施に関する準備	19
(3) 自己点検の実施	19
(4) 自己点検結果の評価	19
(5) 自己点検に基づく改善	19
1.2.3.2	? 情報セキュリティ対策の監査	20
遵守	事項	20
(1) 監査計画の策定	20
(2) 監査の実施に関する指示	20
(3) 個別の監査業務における監査実施計画の策定	20
(4) 監査の実施に係る準備	20
(5) 監査の実施	20
(6) 監査結果に対する対処	21
1.2.4	L直し	22
1.2.4.1	情報セキュリティ対策の見直し	22
遵守	事項	22
(1) 情報セキュリティ対策の見直し	22
1.2.5 3	- の他	23
1.2.5.1	外部委託	23
適用	範囲	23
遵守	事項	23
(1) 情報セキュリティ確保のための府省庁内共通の仕組みの整備	23
(2	委託先に実施させる情報セキュリティ対策の明確化	23
(3) 委託先の選定	23
(4) 外部委託に係る契約	24
(5		
(6) 外部委託終了時の手続	25

1.2.5.2	業務継続計画との整合的運用の確保	25
適用領	範囲	25
遵守	事項	25
(1)	業務継続計画と情報セキュリティ対策の整合性の確保	25
(2)	業務継続計画と情報セキュリティ関係規程の不整合の報告	26
第 1.3 部 「	青報についての対策	27
1.3.1 情	報の取扱い	27
1.3.1.1	情報の作成と入手	27
遵守	事項	27
(1)	業務以外の情報の作成又は入手の禁止	27
(2)	情報の作成又は入手時における格付けと取扱制限の決定	27
(3)	格付けと取扱制限の明示等	27
(4)	格付けと取扱制限の加工時における継承	27
1.3.1.2	情報の利用	27
遵守	事項	27
(1)	業務以外の利用の禁止	27
(2)	格付け及び取扱制限に従った情報の取扱い	28
(3)	格付け及び取扱制限の複製時における継承	28
(4)	格付け及び取扱制限の見直し	28
(5)	要保護情報の取扱い	28
1.3.1.3	情報の保存	29
遵守	事項	29
(1)	格付けに応じた情報の保存	29
(2)	情報の保存期間	29
1.3.1.4	情報の移送	29
遵守	事項	29
(1)	情報の移送に関する許可及び届出	29
(2)	情報の送信と運搬の選択	30
(3)	移送手段の決定	30
(4)	書面の保護対策	30
(5)	電磁的記録の保護対策	30
1.3.1.5	情報の提供	31
遵守	事項	31
(1)	情報の公表	31
(2)	他者への情報の提供	31
1.3.1.6	情報の消去	32
遵守	事項	32
(1)	電磁的記録の消去方法	32
(2)	書面の廃棄方法	32
第14部 情	青報処理についての対策	33

1.4.1	情報处	U理の制限	33
1.4.1	1.1 府	省庁外での情報処理の制限	33
遵	守事項	Į	33
	(1)	安全管理措置についての規定の整備	33
	(2)	許可及び届出の取得及び管理	33
	(3)	安全管理措置の遵守	34
1.4.1	1.2 府	省庁支給以外の情報システムによる情報処理の制限	35
遵	守事項	Į	35
	(1)	安全管理措置についての規定の整備	35
	(2)	許可及び届出の取得及び管理	35
	(3)	安全管理措置の遵守	35
第 1.5 部	情報	とシステムについての基本的な対策	36
1.5.1	情報ジ	ノステムのセキュリティ要件	36
1.5.1	1.1 情	報システムのセキュリティ要件	36
遵	守事項	Į	36
	(1)	情報システムの計画	36
	(2)	情報システムの構築・運用	37
	(3)	情報システムの移行・廃棄	37
	(4)	情報システムの見直し	37
1.5.2	情報ジ	ノステムに係る規定の整備と遵守	38
1.5.2	2.1 情	報システムに係る文書及び台帳整備	38
遵	守事項	Į	38
	(1)	情報システムの文書整備	38
	(2)	情報システムの台帳整備	38
1.5.2	2.2 機	器等の購入	39
適	用範囲	I	39
遵	守事項	Į	39
	(1)	機器等の購入に係る規定の整備	39
	(2)	機器等の購入に係る規定の遵守	39
1.5.2	2.3 ソ	フトウェア開発	39
遵	守事項	Ī	
	(1)	ソフトウェア開発に係る規定の整備	39
	(2)	ソフトウェア開発に係る規定の遵守	41
		号と電子署名の標準手順	
遵	守事項	Ī	
	(1)	暗号と電子署名に係る規定の整備	41
	(2)	暗号と電子署名に係る規定の遵守	
1.5.2	2.5 府	省庁外の情報セキュリティ水準の低下を招く行為の防止	42
. —		Ī	42
	(1)	措置についての規定の整備	42

(2)	規定の遵守	42
1.5.2.6	ドメイン名の使用についての対策	42
遵守事	耳項	42
(1)	ドメイン名の使用についての規定の整備	42
(2)	ドメイン名の使用についての規定の遵守	43
1.5.2.7	不正プログラム感染防止のための日常的実施事項	43
遵守事	耳	43
(1)	不正プログラム対策に係る規定の整備	43
(2)	不正プログラム対策に係る規定の遵守	44
第2編 情幸	最システム編	45
第 2.1 部 情	青報セキュリティ要件の明確化に基づく対策	45
2.1.1 情報	報セキュリティについての機能	45
2.1.1.1	主体認証機能	45
遵守事	耳項	45
(1)	主体認証機能の導入	45
(2)	識別コードの管理	47
(3)	主体認証情報の管理	47
2.1.1.2	アクセス制御機能	48
遵守事	耳項	48
(1)	アクセス制御機能の導入	48
(2)	適正なアクセス制御	48
2.1.1.3	権限管理機能	48
遵守事	耳項	48
(1)	権限管理機能の導入	48
(2)	識別コードと主体認証情報の付与管理	49
(3)	識別コードと主体認証情報における代替手段等の適用	50
2.1.1.4	証跡管理機能	50
遵守事	耳項	50
(1)	証跡管理機能の導入	50
(2)	証跡の取得と保存	51
(3)	取得した証跡の点検、分析及び報告	51
(4)	証跡管理に関する利用者への周知	51
2.1.1.5	保証のための機能	52
遵守事	耳項	52
(1)	保証のための機能の導入	52
2.1.1.6	暗号と電子署名(鍵管理を含む)	52
遵守事	耳項	52
(1)	暗号化機能及び電子署名機能の導入	52
(2)	暗号化及び電子署名に係る管理	53
212 情報	報セキュリティについての脅威	54

2.1.2.1	セキュリティホール対策	54
遵守事	事項	54
(1)	情報システムの構築時	54
(2)	情報システムの運用時	54
2.1.2.2	不正プログラム対策	55
遵守事	事項	55
(1)	情報システムの構築時	55
(2)	情報システムの運用時	55
2.1.2.3	サービス不能攻撃対策	56
遵守事	事項	56
(1)	情報システムの構築時	56
(2)	情報システムの運用時	56
2.1.2.4	踏み台対策	57
遵守事	事項	57
(1)	情報システムの構築時	57
(2)	情報システムの運用時	57
第 2.2 部 情	青報システムの構成要素についての対策	58
2.2.1 施	設と環境	58
2.2.1.1	電子計算機及び通信回線装置を設置する安全区域	58
遵守	事項	58
(1)	立入り及び退出の管理	58
(2)	訪問者及び受渡業者の管理	58
(3)	電子計算機及び通信回線装置のセキュリティ確保	59
(4)	安全区域内のセキュリティ管理	60
(5)	災害及び障害への対策	60
2.2.2 電	子計算機	61
2.2.2.1	電子計算機共通対策	61
遵守事	事項	61
(1)	電子計算機の設置時	61
(2)	電子計算機の運用時	61
(3)	電子計算機の運用終了時	61
2.2.2.2	端末	61
遵守	事項	61
(1)	端末の設置時	61
(2)	端末の運用時	62
2.2.2.3	サーバ装置	62
	事項	
(1)	サーバ装置の設置時	62
(2)	サーバ装置の運用時	
223 P		64

	電子メール	
遵守事	事項	
(1)	電子メールの導入時	64
(2)	電子メールの運用時	64
2.2.3.2	ウェブ	64
遵守事	事項	64
(1)	ウェブの導入時	64
(2)	ウェブの運用時	65
2.2.3.3	ドメインネームシステム (DNS)	65
遵守事	事項	65
(1)	DNSの導入時	65
(2)	DNSの運用時	66
2.2.4 通信	信回線	67
2.2.4.1	通信回線共通対策	67
遵守事	事項	67
(1)	通信回線の構築時	67
(2)	通信回線の運用時	68
(3)	通信回線の運用終了時	68
2.2.4.2	府省庁内通信回線の管理	68
遵守事	事項	68
(1)	府省庁内通信回線の構築時	68
(2)	府省庁内通信回線の運用時	68
(3)	回線の対策	69
2.2.4.3	府省庁外通信回線との接続	70
遵守事	事項	70
(1)	府省庁内通信回線と府省庁外通信回線との接続時	70
(2)	府省庁外通信回線と接続している府省庁内通信回線の運用時	70
第 2.3 部 個	週別事項についての対策	71
2.3.1 その	の他	71
	情報システムへのIPv6 技術の導入における対策	
遵守事	事項	71
(1)	IPv6 移行機構がもたらす脆弱性対策	71
(2)	音図しないIPv6 通信の抑止と監視	71

第1編 基本編

第 1.1 部 総則

1.1.1.1 本統一基準の位置付け

(1) 政府機関の情報セキュリティ対策の強化における本統一基準の位置付け

各府省庁の情報セキュリティの確保については、各府省庁が自らの責任において対策を講じていくことが原則である。しかし、政府機関全体の情報セキュリティ対策を強化・拡充するためには、「政府機関の情報セキュリティ対策の強化に関する基本方針(平成17年9月15日付情報セキュリティ政策会議決定)」に基づき、政府機関が行うべき情報セキュリティ対策の統一的な枠組みを構築し、各府省庁の情報セキュリティ水準の斉一的な引上げを図ることが必要である。そこで本統一基準は、この政府機関統一的な枠組みの中で、各府省庁が情報セキュリティの確保のために採るべき対策、及びその水準を更に高めるための対策の基準を定めたものである。

(2) 本統一基準の改訂

情報セキュリティの水準を適切に維持していくためには、状況の変化を的確にとらえ、 それに応じて情報セキュリティ対策の見直しを図ることが重要である。本統一基準については、これを各府省庁においてそれぞれの府省庁の特性を踏まえた上で省庁対策基準及び実施手順の整備に活用し、また情報セキュリティ対策の評価に使用することにより、 本統一基準の内容を追加・修正等すべきことが明らかになることが考えられる。また、 情報技術の進歩に応じて、本統一基準に記載する情報セキュリティ対策を変更すること も必要となり得る。

このため、本統一基準の見直しを定期的に行い、必要に応じて項目の追加やその内容 の充実等を図ることによって、その適用性を将来にわたり維持するものとする。また、 各府省庁においては、本統一基準が更新された場合、その内容を省庁対策基準に適切に 反映させる必要がある。

(3) 法令等の遵守

情報及び情報システムの取扱いに関しては、法令及び規則等(以下「関連法令等」という。)においても規定されているため、情報セキュリティ対策を実施する際には、本統一基準のほか関連法令等を遵守しなければならない。なお、これらの関連法令等は情報セキュリティ対策にかかわらず当然に遵守すべきものであるため、本統一基準では、あえて関連法令等の遵守について明記していない。また、情報セキュリティ対策に係る内容について定めた既存の政府決定等についても同様に遵守すること。

1.1.1.2 本統一基準の使い方

(1) 本統一基準と省庁対策基準との関係

本統一基準は、すべての府省庁が情報セキュリティの確保のために採るべき対策、及びその水準を更に高めるための対策の基準を定めたものである。

各府省庁においては、本統一基準で定められた以上の情報セキュリティ確保を目標として、現行の情報セキュリティ関係規程について必要な見直しを行うものとする。したがって、各府省庁において、本統一基準で定められている内容を合理的な理由なく省庁対策基準に反映させないということはあってはならない。各府省庁は、各府省庁の特性を踏まえつつ、省庁対策基準に盛り込むべき内容を決定し、本統一基準を直接参照する、本統一基準をそのまま取り込む、又は構成や表現を変えて盛り込む等の方法により適切に反映させるものとする。

(2) 適用対象範囲

本統一基準が適用される対象範囲を以下のように定める。

- (a) 本統一基準は、「情報」を守ることを目的に作成されている。本統一基準において「情報」とは、情報システム内部に記録された情報、情報システム外部の電磁的記録媒体に記録された情報及び情報システムに関係がある書面に記載された情報をいう。したがって、作業途上の文書も適用対象であり、書面に記載された情報には、電磁的に記録されている情報を記載した書面(情報システムに入力された情報を記載した書面、情報システムから出力した情報を記載した書面)及び情報システムに関する設計書が含まれる。
- (b) 本統一基準は、行政事務従事者に適用される。本統一基準において「行政事務従事者」とは、政府職員及びそれぞれの府省庁の指揮命令に服している者のうち、 それぞれの府省庁の管理対象である情報及び情報システムを取り扱う者をいう。
- (c) 本統一基準において「府省庁」とは、内閣官房、内閣法制局、人事院、内閣府、 宮内庁、公正取引委員会、国家公安委員会(警察庁)、金融庁、消費者庁、総務省、 法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、 国土交通省、環境省及び防衛省をいう。

(3) 全体構成

本統一基準は、編、部、節及び項の4つの階層によって構成される。

本統一基準は、情報セキュリティ対策を「基本編」、「情報システム編」に編として分類しており、基本編では組織全体で情報セキュリティ対策を推進する組織・体制の整備、情報のライフサイクルの各段階における情報セキュリティ対策、情報システムに関連のある規程類の整備等について遵守すべき事項を定めており、情報システム編は技術的な内容であり改訂頻度が高いものとして情報システムに求められるセキュリティ要件等について遵守すべき事項を定めている。

基本編では、「総則」、「組織と体制の整備」、「情報についての対策」、「情報処理についての対策」、「情報システムについての基本的な対策」を、情報システム編では、「情

報セキュリティ要件の明確化に基づく対策」、「情報システムの構成要素についての対策」、「個別事項についての対策」を部としてそれぞれ分類している。

さらにそれぞれの部において、内容に応じて節として対策項目に分け、その下に項と して対策基準を定めている。具体的には以下のとおり。

- (a) 「組織と体制の整備」では、組織全体として情報セキュリティ対策を実施するに 当たり、実施体制や評価手順、違反や例外措置など、組織としての運用に関係す る各職員の権限と責務を明確にするために整備すべき事項を定めている。
- (b) 「情報についての対策」では、情報の作成、利用、保存、移送、提供及び消去等といった情報のライフサイクルに着目し、各段階において各職員が情報を保護するために業務の中で常に実施すべき事項を定めている。
- (c) 「情報処理についての対策」では、府省庁外での情報処理及び府省庁支給以外の 情報システムによる情報処理において制限すべき事項を定めている。
- (d) 「情報システムについての基本的な対策」では、情報システム編で定められる遵守事項が適切に実施されるように、情報システムの計画、構築、運用、移行、廃止及び見直しといった情報システムのライフサイクルの各段階において実施すべき事項と、情報システムに係る情報セキュリティを確保するために規定として整備すべき事項を定めている。
- (e) 「情報セキュリティ要件の明確化に基づく対策」では、情報システムにおいて、 アクセス制御の観点など導入すべきセキュリティ機能を示すとともに、セキュリ ティホール、不正プログラム及びサービス不能攻撃等の脅威を防ぐために、情報 システムにおいて実施すべき事項を定めている。
- (f) 「情報システムの構成要素についての対策」では、電子計算機及び通信回線等の 個別の情報システムの特性及びライフサイクルの観点から、情報システムにおい て実施すべき事項を定めている。
- (g) 「個別事項についての対策」では、新たな技術の導入等に際し特に情報セキュリティ上の配慮が求められる個別事象に着目し、遵守すべき事項を定めている。

(4) 対策項目の記載事項

本統一基準では、各府省庁が行うべき対策基準について、対策項目ごとに遵守事項を示す。

(5) 対策レベルの設定

情報セキュリティ対策においては、対象となる情報資産の重要性や取り巻く脅威の大きさによって、必要とされる対策は一様ではない。また、該当する情報システム及び業務の特性に応じて、各対策項目で適切な強度の対策を実施すべきである。したがって、本統一基準においては、各対策項目で対策の強度に段階を設け、採るべき遵守事項を定めている。この段階を「対策レベル」と呼び、以下のように定義する。

- (a) 「基本遵守事項」は、保護すべき情報とこれを取り扱う情報システムにおいて、 必須として実施すべき対策事項
- (b) 「強化遵守事項」は、特に重要な情報とこれを取り扱う情報システムにおいて、

各府省庁において、その事項の必要性の有無を検討し、必要と認められるときに 選択して実施すべき対策事項

以上より、各府省庁は、基本遵守事項以上の対策を実施することとなるが、当該情報システム及び業務の特性を踏まえ、リスクを十分に勘案した上で、対策項目ごとに適切な対策レベルを選択しなければならない。

(6) 評価の方法

情報セキュリティ対策は、一過性のものとはせず、遅滞なく継続的に取組みを実施できるものであることが重要である。したがって、各府省庁においては本統一基準に基づき、定期的又は事案等の発生の状況に応じて情報セキュリティ監査を行い、以下のことを確認する必要がある。

- (a) 省庁対策基準が統一基準に準拠した内容となっていること。(設計の準拠性確認)
- (b) 実際の運用が省庁対策基準に準拠していること。(運用の準拠性確認)
- (c) 省庁対策基準の内容がリスクに応じて適切であること、効率的な内容であること、 あるいは実現困難な内容となっていないこと。(設計の妥当性確認)
- (d) 実際の運用がリスクに応じて有効で効率的であること。(運用の妥当性確認)

特に、各府省庁の情報セキュリティ監査においては、設計及び運用の準拠性確認をその第一の目的とする。ただし、監査の過程において、設計及び運用の妥当性に関連して改善すべきと思われる点が発見された場合には、それを要検討事項にすることが望ましい。なお、本統一基準においては、実施すべき者を具体的に示して遵守事項を定めているため、対策の実施状況については各自の役割に応じた自己点検を実施することとする。情報セキュリティ対策においては、各自がそれぞれの役割を十分に実行することが不可欠であり、各自における対策の実効性を確保するために、自己点検を活用するものである。したがって、各府省庁が監査を行う際には、その自己点検の適正さを確認し、運用の準拠性確認に用いるものとする。

また、情報セキュリティ対策の実施については、原則として、各府省庁の責任において運用することが大前提であるが、政府機関全体としての情報セキュリティ対策推進の観点から、各府省庁は対策の実施状況及び監査結果について内閣官房情報セキュリティセンターに報告を行うこととする。さらに、内閣官房情報セキュリティセンターは、本統一基準に関する評価指標に基づき、各府省庁の情報セキュリティ関係規程の整備状況及び対策実施状況について定期的又は必要に応じて検査し、評価することとする。なお、対象となる情報システムの範囲については内閣官房情報セキュリティセンターが各府省庁と協議して定めるものとする。

1.1.1.3 情報の格付けの区分及び取扱制限の種類

(1) 格付け及び取扱制限

行政事務で取り扱う情報については、その目的や用途により、取扱いに慎重を要する 度合いは様々であり、その重要性に応じた適切な措置を講じ、確実に情報セキュリティ を確保するために、情報の格付けの区分及び取扱制限の種類を定めるものとする。

情報の格付け及び取扱制限は、その作成者又は入手者が、当該情報をどのように取り扱うべきと考えているのかを他の者に認知させ、当該情報の重要性や講ずべき情報セキュリティ対策を明確にするための手段であることから、適切に実施される必要がある。また、情報の格付け及び取扱制限を実施することで、情報の利用者に対し、日々の情報セキュリティ対策の意識を向上させることができる。具体的には、情報を作成又は入手するたびに格付け及び取扱制限の判断を行い、情報を取り扱うたびに格付け及び取扱制限に従った対策を講ずることで、情報と情報セキュリティ対策が不可分であることについての認識を継続的に維持する効果も生ずるため、行政事務従事者にその内容を理解し遵守するように周知すること。

(2) 格付けの区分

情報について、機密性、完全性、可用性の3つの観点を区別し、それぞれにつき格付けの区分の定義を示す。

格付けとしては、以下に記載のものを本統一基準の遵守事項で用いるが、各府省庁において、適宜変更又は追加して構わない。しかし、変更又は追加する場合には、各府省庁の対策基準における格付け区分と遵守事項との関係が本統一基準での関係と同等以上となるように準拠しなければならない。また、変更又は追加した場合には、他の府省庁との情報のやりとりをする際に、自身の格付け区分が本統一基準で用いた格付け区分とどのように対応するかを伝達する方法について定めなければならない。例えば、他の府省庁に情報を提供する際に、本統一基準で用いた格付け区分を記載する方法が考えられる。

(a) 情報の格付けの区分は、機密性、完全性、可用性について、それぞれ以下のとおりとする。

機密性についての格付けの定義

格付けの区分	分類の基準
機密性3情報	行政事務で取り扱う情報のうち、秘密文書に相当する機
	密性を要する情報
機密性2情報	行政事務で取り扱う情報のうち、秘密文書に相当する機
	密性は要しないが、漏えいにより、国民の権利が侵害さ
	れ又は行政事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある情報
機密性1情報	機密性2情報又は機密性3情報以外の情報

なお、機密性2情報及び機密性3情報を「要機密情報」という。

完全性についての格付けの定義

格付けの区分	分類の基準
完全性2情報	行政事務で取り扱う情報(書面を除く。)のうち、改ざん、
	誤びゅう又は破損により、国民の権利が侵害され又は行
	政事務の適確な遂行に支障(軽微なものを除く。)を及ぼ
	すおそれがある情報
完全性1情報	完全性2情報以外の情報(書面を除く。)

なお、完全性2情報を「要保全情報」という。

可用性についての格付けの定義

格付けの区分	分類の基準
可用性2情報	行政事務で取り扱う情報(書面を除く。)のうち、その滅
	失、紛失又は当該情報が利用不可能であることにより、
	国民の権利が侵害され又は行政事務の安定的な遂行に支
	障(軽微なものを除く。)を及ぼすおそれがある情報をい
	う。
可用性1情報	可用性2情報以外の情報(書面を除く。)

なお、可用性2情報を「要安定情報」という。

また、要機密情報、要保全情報及び要安定情報を「要保護情報」という。

(3) 取扱制限の種類

情報について、機密性、完全性、可用性の3つの観点を区別し、それぞれにつき取扱制限の種類の基本的な定義を行う。「取扱制限」とは、情報の取扱いに関する制限であって、複製禁止、持出禁止、配付禁止、暗号化必須、読後廃棄その他情報の適正な取扱いを確実にするための手段をいう。

(a) 情報の取扱制限の種類は、機密性、完全性、可用性について、それぞれ定めるものとする。ただし、これら以外の取扱制限の種類を適宜用いることができる。

1.1.1.4 用語定義

【あ】

- 「アクセス制御」とは、主体によるアクセスを許可する客体を制限することをいう。
- 「安全区域」とは、電子計算機及び通信回線装置を設置した事務室又はサーバルーム 等の内部であって、部外者の侵入や自然災害の発生等を原因とする情報セキュリティ の侵害に対して、施設及び環境面から対策が講じられている区域をいう。

- 「委託先」とは、情報システムに関する計画、構築、運用等の情報処理業務の一部又 は全部を請け負った者をいう。
- 「受渡業者」とは、安全区域内で職務に従事する行政事務従事者との物品の受渡しを 目的とした者をいう。物品の受渡しとしては、宅配便の集配、事務用品の納入等が考 えられる。

【カゝ】

- 「外部委託」とは、情報システムに関する計画、構築、運用等の情報処理業務の一部 又は全部を府省庁外の者に請け負わせることをいう。
- 「可用性」とは、情報へのアクセスを認められた者が、必要時に中断することなく、 情報及び関連資産にアクセスできる状態を確保することをいう。
- 「完全性」とは、情報が破壊、改ざん又は消去されていない状態を確保することをい う。
- 「機器等」とは、情報機器等及びソフトウェアをいう。
- 「機密性」とは、情報に関して、アクセスを認められた者だけがこれにアクセスできる状態を確保することをいう。
- 「共用識別コード」とは、複数の主体が共用することを想定した識別コードをいう。
 原則として、1つの識別コードは1つの主体のみに対して付与されるものであるが、
 情報システム上の制約や、利用状況などを考慮して、1つの識別コードを複数の主体
 で共用する場合もある。このように共用される識別コードを共用識別コードという。
- 「記録媒体」とは、情報が記録され、又は記載されるものをいう。なお、記録媒体には、書面、書類その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物(以下「書面」という。)と、電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるもの(以下「電磁的記録」という。)に係る記録媒体(以下「電磁的記録媒体」という。)がある。また、電磁的記録媒体には、電子計算機や通信回線装置に内蔵される内蔵電磁的記録媒体と外付けハードディスク、CDーR、DVD、MO、USBメモリ、フラッシュメモリ等の外部電磁的記録媒体がある。
- 「権限管理」とは、主体認証に係る情報(識別コード及び主体認証情報を含む。)及び アクセス制御における許可情報を管理することをいう。
- 「公開されたセキュリティホール」とは、誰もが知り得る状態に置かれているセキュリティホールのことであり、ソフトウェアやハードウェアの製造・提供元等から公表されたセキュリティホール、又はJPCERT コーディネーションセンター等のセキュリティ関連機関から公表されたセキュリティホールが該当する。

【さ】

- 「サービス」とは、サーバ装置上で動作しているアプリケーションにより、接続して きた電子計算機に対して提供される単独又は複数の機能で構成される機能群をいう。
- 「最少特権機能」とは、管理者権限を実行できる範囲を管理作業に必要な最少の範囲 に制限する機能をいう。

- 「識別」とは、情報システムにアクセスする主体を特定することをいう。
- 「識別コード」とは、主体を識別するために、情報システムが認識するコード(符号) をいう。代表的な識別コードとして、ユーザ ID が挙げられる。
- 「重要な設計書」とは、情報システムに関する設計書のうち、当該情報システムの適切な管理に必要なものであり、その紛失、漏えい等により、行政事務の遂行に支障を及ぼすものをいう。
- 「主体」とは、情報システムにアクセスする者や、他の情報システム及び装置等をい う。主体は、主として、人である場合を想定しているが、複数の情報システムや装置 が連動して動作する場合には、情報システムにアクセスする主体として、他の情報シ ステムや装置も含めるものとする。
- 「主体認証」とは、識別コードを提示した主体が、その識別コードを付与された主体、 すなわち正当な主体であるか否かを検証することをいう。識別コードとともに正しい 方法で主体認証情報が提示された場合に主体認証ができたものとして、情報システム はそれらを提示した主体を正当な主体として認識する。なお、「認証」という用語は、 公的又は第三者が証明するという意味を持つが、本統一基準における「主体認証」に ついては、公的又は第三者による証明に限るものではない。
- 「主体認証情報」とは、主体認証をするために、主体が情報システムに提示する情報 をいう。代表的な主体認証情報として、パスワード等がある。
- 「主体認証情報格納装置」とは、主体認証情報を格納した装置であり、正当な主体に 所有又は保持させる装置をいう。所有による主体認証では、これを所有していること で、情報システムはその主体を正当な主体として認識する。
 - 代表的な主体認証情報格納装置として、磁気ストライプカードやICカード等がある。
- 「省庁対策基準」とは、各府省庁のすべての情報資産に適用する情報セキュリティ対策の基準をいう。
- 「情報システム」とは、情報処理及び通信に係るシステムをいう。
- 「情報セキュリティ関係規程」とは、省庁対策基準及び省庁対策基準に定められた対 策内容を具体的な情報システムや業務においてどのような手順に従って実行していく かについて定めた実施手順をいう。
- 「情報の移送」とは、府省庁外に、電磁的に記録された情報を送信すること並びに情報を記録した電磁的記録媒体及び書面を運搬することをいう。
- 「政府職員」とは、人事発令を受けて行政事務に従事する者をいう。
- 「ソフトウェア」とは、電子計算機を動作させる手順及び命令を電子計算機が理解できる形式で記述したものをいう。オペレーティングシステム、オペレーティングシステム上で動作するアプリケーションを含む広義の意味である。

【た】

- 「端末」とは、端末を利用する行政事務従事者が直接操作を行う電子計算機(オペレーティングシステム及び接続される周辺機器を含む。)であり、いわゆる PC のほか、PDA 等も該当する。
- 「通信回線」とは、これを利用して複数の電子計算機を接続し、所定の通信様式に従

って情報を送受信するための仕組みをいう。回線及び通信回線装置の接続により構成 された通信回線のことを物理的な通信回線といい、物理的な通信回線上に構成され、 電子計算機間で所定の通信様式に従って情報を送受信可能な通信回線のことを論理的 な通信回線という。

- 「通信回線装置」とは、回線の接続のために設置され、電子計算機により回線上を送 受信される情報の制御を行うための装置をいう。いわゆるリピータハブ、スイッチン グハブ及びルータのほか、ファイアウォール等も該当する。
- 「電子計算機」とは、コンピュータ全般のことを指し、オペレーティングシステム及び接続される周辺機器を含むサーバ装置及び端末をいう。

【は】

- 「複数要素(複合)主体認証(multiple factors authentication / composite authentication)方式」とは、知識、所有、生体情報などのうち、複数の方法の組合せにより主体認証を行う方法である。
- 「府省庁外」とは、政府職員の各々が所属する府省庁が管理する組織又は庁舎の外を いう。
- 「府省庁外通信回線」とは、物理的な通信回線を構成する回線(有線又は無線、現実 又は仮想及び府省庁管理又は他組織管理)及び通信回線装置を問わず、府省庁が管理 していない電子計算機が接続され、当該電子計算機間の通信に利用する論理的な通信 回線をいう。
- 「府省庁外での情報処理」とは、府省庁の管理部外で行政事務の遂行のための情報処理を行うことをいう。なお、オンラインで府省庁外から政府職員の各々が所属する府省庁の情報システムに接続して、情報処置を行う場合だけではなく、オフラインで行う場合も含むものとする。
- 「府省庁支給以外の情報システム」とは、政府職員の各々が所属する府省庁が支給する情報システム以外の情報システムをいう。いわゆる私物の PC のほか、当該府省庁への出向者に対して出向元組織が提供する情報システムも含むものとする。
- 「府省庁支給以外の情報システムによる情報処理」とは、府省庁支給以外の情報システムを用いて行政事務の遂行のための情報処理を行うことをいう。なお、直接装置等を用いる場合だけではなく、それら装置等によって提供されているサービスを利用する場合も含むものとする。ここでいうサービスとは、個人が契約している電子メールサービス等のことであり、例えば、府省庁の業務に要する電子メールを、個人で契約している電子メールサービスに転送して業務を行ったり、個人のメールから業務のメールを発信したりすることである。
- 「府省庁内」とは、政府職員の各々が所属する府省庁が管理する組織又は庁舎の内を いう。
- 「府省庁内通信回線」とは、物理的な通信回線を構成する回線(有線又は無線、現実

又は仮想及び府省庁管理又は他組織管理)及び通信回線装置を問わず、府省庁が管理 する電子計算機を接続し、当該電子計算機間の通信に利用する論理的な通信回線をい う。

- 「不正プログラム」とは、コンピュータウイルス、スパイウェア等の電子計算機を利用する者が意図しない結果を電子計算機にもたらすソフトウェアの総称をいう。
- 「不正プログラム定義ファイル」とは、アンチウイルスソフトウェア等が不正プログラムを判別するために利用するデータをいう。

【ま】

- 「明示等」とは、情報を取り扱うすべての者が当該情報の格付けについて共通の認識となるように措置することをいう。なお、情報ごとに格付けを記載することにより明示することを原則とするが、その他にも、当該情報の格付けに係る認識が共通となる措置については、明示等に含むものとする。例えば、特定の情報システムについて、当該情報システムに記録される情報の格付けを規定等に明記し、当該情報システムを利用するすべての者に当該規定を周知することができていれば明示等に含むものとする。
- 「モバイル PC」とは、端末の形態に関係なく、業務で利用する目的により必要に応じて移動する端末をいう。特定の設置場所だけで利用するノート型 PC は、モバイル PC に含まれない。

[や]

- 「要安定情報」とは、可用性2情報をいう。
- 「要機密情報」とは、機密性2情報及び機密性3情報をいう。
- 「要保護情報」とは、要機密情報、要保全情報及び要安定情報をいう。
- 「要保全情報」とは、完全性2情報をいう。

[ら]

- 「例外措置」とは、行政事務従事者がその実施に責任を持つ情報セキュリティ関係規程を遵守することが困難な状況で、行政事務の適正な遂行を継続するため、遵守事項とは異なる代替の方法を採用し、又は遵守事項を実施しないことについて合理的理由がある場合に、そのことについて申請し許可を得た上で適用する行為をいう。
- 「ログイン」とは、何らかの主体が主体認証を要求する行為をいう。ログインの後に 主体認証が行われるため、ログインの段階ではその主体が正当であるとは限らない。
- 「ログオン」とは、ログインの結果により、主体認証を要求した主体が正当であることが情報システムに確認された状態をいう。

第1.2部 組織と体制の整備

1.2.1 導入

1.2.1.1 組織・体制の整備

遵守事項

(1) 最高情報セキュリティ責任者の設置

【基本遵守事項】

- (a) 最高情報セキュリティ責任者を1人置くこと。
- (b) 最高情報セキュリティ責任者は、府省庁における情報セキュリティ対策に関する 事務を統括すること。
- (2) 情報セキュリティ委員会の設置

【基本遵守事項】

- (a) 最高情報セキュリティ責任者は、情報セキュリティ委員会を設置し、委員長及び 委員を置くこと。
- (b) 情報セキュリティ委員会は、情報セキュリティに関する省庁対策基準を策定し、 最高情報セキュリティ責任者の承認を得ること。ただし、あらかじめ最高情報セ キュリティ責任者が認めた場合は、一部の技術的な事項について、指定した者に 委任することができる。
- (3) 情報セキュリティ監査責任者の設置

【基本遵守事項】

- (a) 最高情報セキュリティ責任者は、情報セキュリティ監査責任者を1人置くこと。
- (b) 情報セキュリティ監査責任者は、最高情報セキュリティ責任者の指示に基づき、 監査に関する事務を統括すること。
- (4) 情報セキュリティ責任者の設置

- (a) 最高情報セキュリティ責任者は、情報セキュリティ対策の運用に係る管理を行う 単位を定め、その単位ごとに情報セキュリティ責任者を置くこと。そのうち、情 報セキュリティ責任者を統括する者として統括情報セキュリティ責任者を1人置 くこと
- (b) 情報セキュリティ責任者は、所管する単位における情報セキュリティ対策に関する事務を統括すること。
- (c) 統括情報セキュリティ責任者は、情報セキュリティ対策における雇用の開始、終 了及び人事異動等に関する管理の規定を整備すること。
- (d) 情報セキュリティ責任者は、情報セキュリティ対策における雇用の開始、終了及

び人事異動等に関する管理の規定に従った運用がなされていることを定期的に確認すること。

- (e) 最高情報セキュリティ責任者は、情報セキュリティ責任者を置いた時及び変更した時は、統括情報セキュリティ責任者にその旨を連絡すること。
- (f) 統括情報セキュリティ責任者は、すべての情報セキュリティ責任者に対する連絡網を整備すること。

(5) 情報システムセキュリティ責任者の設置

【基本遵守事項】

- (a) 情報セキュリティ責任者は、所管する単位における情報システムごとに情報システムセキュリティ責任者を、当該情報システムの計画段階までに置くこと。
- (b) 情報システムセキュリティ責任者は、所管する情報システムに対する情報セキュリティ対策に関する事務を統括すること。
- (c) 情報セキュリティ責任者は、情報システムセキュリティ責任者を置いた時及び変更した時は、統括情報セキュリティ責任者にその旨を報告すること。
- (d) 統括情報セキュリティ責任者は、すべての情報システムセキュリティ責任者に対 する連絡網を整備すること。

(6) 情報システムセキュリティ管理者の設置

【基本遵守事項】

- (a) 情報システムセキュリティ責任者は、所管する情報システムの管理業務において 必要な単位ごとに情報システムセキュリティ管理者を置くこと。
- (b) 情報システムセキュリティ管理者は、所管する管理業務における情報セキュリティ対策を実施すること。
- (c) 情報システムセキュリティ責任者は、情報システムセキュリティ管理者を置いた 時及び変更した時は、統括情報セキュリティ責任者にその旨を報告すること。
- (d) 統括情報セキュリティ責任者は、すべての情報システムセキュリティ管理者に対 する連絡網を整備すること。

(7) 課室情報セキュリティ責任者の設置

- (a) 情報セキュリティ責任者は、各課室に課室情報セキュリティ責任者を 1 人置くこと。
- (b) 課室情報セキュリティ責任者は、課室における情報セキュリティ対策に関する事務を統括すること。
- (c) 情報セキュリティ責任者は、課室情報セキュリティ責任者を置いた時及び変更した時は、統括情報セキュリティ責任者にその旨を報告すること。
- (d) 統括情報セキュリティ責任者は、すべての課室情報セキュリティ責任者に対する 連絡網を整備すること。

(8) 最高情報セキュリティアドバイザーの設置

【基本遵守事項】

- (a) 最高情報セキュリティ責任者は、情報セキュリティに関する専門的な知識及び経験を有した専門家を最高情報セキュリティアドバイザーとして置くこと。
- (b) 最高情報セキュリティ責任者は、情報セキュリティ対策等の実施において最高情報セキュリティアドバイザーが行う業務の内容について定めること。

1.2.1.2 役割の割当て

遵守事項

(1) 兼務を禁止する役割の規定

【基本遵守事項】

- (a) 行政事務従事者は、情報セキュリティ対策の運用において、以下の役割を兼務しないこと。
 - (ア) 承認又は許可事案の申請者とその承認又は許可を行う者(以下、本項において「承認権限者等」という。)
 - (イ) 監査を受ける者とその監査を実施する者
- (2) 上司による承認・許可

【基本遵守事項】

- (a) 行政事務従事者は、承認権限者等が有する職務上の権限等から、当該承認権限者等が承認又は許可(以下「承認等」という。)の可否の判断を行うことが不適切と認められる場合には、当該承認権限者等の上司に承認等の申請をすること。この場合において、当該承認権限者等の上司の承認等を得たときは、当該承認権限者等の承認等を得ることを要しない。
- (b) 行政事務従事者は、前事項の場合において承認等を与えたときは、承認権限者等 に係る遵守事項に準じて、措置を講ずること。

1.2.1.3 違反と例外措置

遵守事項

(1) 違反への対処

- (a) 行政事務従事者は、情報セキュリティ関係規程への重大な違反を知った場合には、 各規定の実施に責任を持つ情報セキュリティ責任者にその旨を報告すること。
- (b) 情報セキュリティ責任者は、情報セキュリティ関係規程への重大な違反の報告を 受けた場合及び自らが重大な違反を知った場合には、違反者及び必要な者に情報 セキュリティの維持に必要な措置を講じさせること。

(c) 情報セキュリティ責任者は、情報セキュリティ関係規程への重大な違反の報告を 受けた場合及び自らが重大な違反を知った場合には、最高情報セキュリティ責任 者にその旨を報告すること。

(2) 例外措置

【基本遵守事項】

- (a) 情報セキュリティ委員会は、例外措置の適用の申請を審査する者(以下、本項に おいて「許可権限者」という。)を定め、審査手続を整備すること。
- (b) 行政事務従事者は、例外措置の適用を希望する場合には、定められた審査手続に 従い、許可権限者に例外措置の適用を申請すること。ただし、行政事務の遂行に 緊急を要する等の場合であって、情報セキュリティ関係規程の規定とは異なる代 替の方法を直ちに採用すること又は規定を実施しないことが不可避のときは、事 後速やかに申請し許可を得ること。行政事務従事者は、申請の際に以下の事項を 含む項目を明確にすること。
 - (ア)申請者の情報(氏名、所属、連絡先)
 - (イ) 例外措置の適用を申請する情報セキュリティ関係規程の適用箇所(規程名と 条項等)
 - (ウ) 例外措置の適用を申請する期間
 - (エ) 例外措置の適用を申請する措置内容 (講ずる代替手段等)
 - (オ) 例外措置の適用を終了したときの報告方法
 - (カ) 例外措置の適用を申請する理由
- (c) 許可権限者は、行政事務従事者による例外措置の適用の申請を、定められた審査 手続に従って審査し、許可の可否を決定すること。また、決定の際に、以下の項 目を含む例外措置の適用審査記録を作成し、最高情報セキュリティ責任者に報告 すること。
 - (ア) 決定を審査した者の情報(氏名、役割名、所属、連絡先)

(イ) 申請内容

- 申請者の情報(氏名、所属、連絡先)
- 例外措置の適用を申請する情報セキュリティ関係規程の該当箇所(規程 名と条項等)
- 例外措置の適用を申請する期間
- 例外措置の適用を申請する措置内容(講ずる代替手段等)
- 例外措置の適用を終了した旨の報告方法
- 例外措置の適用を申請する理由

(ウ)審査結果の内容

- 許可又は不許可の別
- 許可又は不許可の理由
- 例外措置の適用を許可した情報セキュリティ関係規程の適用箇所(規程 名と条項等)
- 例外措置の適用を許可した期間

- 許可した措置内容(講ずるべき代替手段等)
- 例外措置を終了した旨の報告方法
- (d) 行政事務従事者は、例外措置の適用について許可を受け、例外措置を適用した場合には、それを終了したときに、当該例外措置の許可権限者にその旨を報告すること。ただし、許可権限者が報告を要しないとした場合は、この限りでない。
- (e) 許可権限者は、例外措置の適用を許可した期間の終了期日に、許可を受けた者からの報告の有無を確認し、報告がない場合には、許可を受けた者に状況を報告させ、必要な措置を講ずること。ただし、許可権限者が報告を要しないとした場合は、この限りでない。
- (f) 最高情報セキュリティ責任者は、例外措置の適用審査記録の台帳を整備し、例外 措置の適用審査記録の参照について、情報セキュリティ監査責任者からの求めに 応ずること。

1.2.2 運用

1.2.2.1 情報セキュリティ対策の教育

遵守事項

(1) 情報セキュリティ対策の教育の実施

【基本遵守事項】

- (a) 統括情報セキュリティ責任者は、情報セキュリティ関係規程について、行政事務 従事者に対し、その啓発をすること。
- (b) 統括情報セキュリティ責任者は、情報セキュリティ関係規程について、行政事務 従事者に教育すべき内容を検討し、教育のための資料を整備すること。
- (c) 統括情報セキュリティ責任者は、行政事務従事者が毎年度最低1回、受講できるように、情報セキュリティ対策の教育に係る計画を企画、立案するとともに、その実施体制を整備すること。
- (d) 統括情報セキュリティ責任者は、行政事務従事者の着任時、異動時に新しい職場等で3か月以内に受講できるように、情報セキュリティ対策の教育を企画、立案するとともに、その実施体制を整備すること。
- (e) 統括情報セキュリティ責任者は、行政事務従事者の情報セキュリティ対策の教育 の受講状況を管理できる仕組みを整備すること。
- (f) 統括情報セキュリティ責任者は、行政事務従事者の情報セキュリティ対策の教育 の受講状況について、課室情報セキュリティ責任者に通知すること。
- (g) 課室情報セキュリティ責任者は、行政事務従事者の情報セキュリティ対策の教育 の受講が達成されていない場合には、未受講の者に対して、その受講を勧告する こと。行政事務従事者が当該勧告に従わない場合には、統括情報セキュリティ責 任者にその旨を報告すること。
- (h) 統括情報セキュリティ責任者は、毎年度1回、最高情報セキュリティ責任者及び 情報セキュリティ委員会に対して、行政事務従事者の情報セキュリティ対策の教 育の受講状況について報告すること。

【強化遵守事項】

(i) 統括情報セキュリティ責任者は、情報セキュリティ関係規程について、行政事務 従事者に対する情報セキュリティ対策の訓練の内容及び体制を整備すること。

(2) 情報セキュリティ対策の教育の受講

- (a) 行政事務従事者は、毎年度最低1回、情報セキュリティ対策の教育に関する計画 に従って、情報セキュリティ対策の教育を受講すること。
- (b) 行政事務従事者は、着任時、異動時に新しい職場等で、情報セキュリティ対策の 教育の受講方法について課室情報セキュリティ責任者に確認すること。
- (c) 行政事務従事者は、情報セキュリティ対策の教育を受講できず、その理由が本人 の責任ではないと思われる場合には、その理由について、課室情報セキュリティ

責任者を通じて、統括情報セキュリティ責任者に報告すること。

【強化遵守事項】

(d) 行政事務従事者は、情報セキュリティ対策の訓練に関する規定が定められている場合には、当該規定に従って、情報セキュリティ対策の訓練に参加すること。

1.2.2.2 障害・事故等の対処

遵守事項

(1) 障害・事故等の発生に備えた事前準備

【基本遵守事項】

- (a) 最高情報セキュリティ責任者は、情報セキュリティに関する障害・事故等(インシデント及び故障を含む。以下「障害・事故等」という。)が発生した場合、被害の拡大を防ぐとともに、障害・事故等から復旧するための体制を整備すること。
- (b) 統括情報セキュリティ責任者は、障害・事故等について行政事務従事者から情報 セキュリティ責任者への報告手順を整備し、当該報告手段をすべての行政事務従 事者に周知すること。
- (c) 統括情報セキュリティ責任者は、障害・事故等が発生した際の対処手順を整備すること。
- (d) 統括情報セキュリティ責任者は、障害・事故等に備え、行政事務の遂行のため特に重要と認めた情報システムについて、その情報システムセキュリティ責任者及び情報システムセキュリティ管理者の緊急連絡先、連絡手段、連絡内容を含む緊急連絡網を整備すること。

【強化遵守事項】

- (e) 統括情報セキュリティ責任者は、障害・事故等について府省庁の外部から報告を 受けるための窓口を設置し、その窓口への連絡手段を府省庁外に公表すること。
- (2) 障害・事故等の発生時における報告と応急措置

- (a) 行政事務従事者は、障害・事故等の発生を知った場合には、それに関係する者に 連絡するとともに、統括情報セキュリティ責任者が定めた報告手順により、情報 セキュリティ責任者にその旨を報告すること。
- (b) 行政事務従事者は、障害・事故等が発生した際の対処手順の有無を確認し、それ を実施できる場合には、その手順に従うこと。
- (c) 行政事務従事者は、障害・事故等が発生した場合であって、当該障害・事故等について対処手順がないとき及びその有無を確認できないときは、その対処についての指示を受けるまで、障害・事故等による被害の拡大防止に努めること。指示があった場合には、その指示に従うこと。

(3) 障害・事故等の原因調査と再発防止策

- (a) 情報セキュリティ責任者は、障害・事故等が発生した場合には、障害・事故等の原因を調査し再発防止策を策定し、その結果を報告書として最高情報セキュリティ責任者に報告すること。
- (b) 最高情報セキュリティ責任者は、情報セキュリティ責任者から障害・事故等についての報告を受けた場合には、その内容を検討し、再発防止策を実施するために必要な措置を講ずること。

1.2.3 評価

1.2.3.1 情報セキュリティ対策の自己点検

遵守事項

(1) 自己点検に関する年度計画の策定

【基本遵守事項】

- (a) 統括情報セキュリティ責任者は、年度自己点検計画を策定し、最高情報セキュリティ責任者の承認を得ること。
- (2) 自己点検の実施に関する準備

【基本遵守事項】

(a) 情報セキュリティ責任者は、行政事務従事者ごとの自己点検票及び自己点検の実施手順を整備すること。

(3) 自己点検の実施

【基本遵守事項】

- (a) 情報セキュリティ責任者は、統括情報セキュリティ責任者が定める年度自己点検 計画に基づき、行政事務従事者に対して、自己点検の実施を指示すること。
- (b) 行政事務従事者は、情報セキュリティ責任者から指示された自己点検票及び自己 点検の実施手順を用いて自己点検を実施すること。

(4) 自己点検結果の評価

【基本遵守事項】

- (a) 情報セキュリティ責任者は、行政事務従事者による自己点検が行われていること を確認し、その結果を評価すること。
- (b) 統括情報セキュリティ責任者は、情報セキュリティ責任者による自己点検が行われていることを確認し、その結果を評価すること。
- (c) 統括情報セキュリティ責任者は、自己点検の結果を最高情報セキュリティ責任者 へ報告すること。

(5) 自己点検に基づく改善

- (a) 行政事務従事者は、自らが実施した自己点検の結果に基づき、自己の権限の範囲 で改善できると判断したことは改善し、情報セキュリティ責任者にその旨を報告 すること。
- (b) 最高情報セキュリティ責任者は、自己点検の結果を全体として評価し、必要があると判断した場合には情報セキュリティ責任者に改善を指示すること。

1.2.3.2 情報セキュリティ対策の監査

遵守事項

(1) 監査計画の策定

【基本遵守事項】

(a) 情報セキュリティ監査責任者は、年度監査計画を策定し、最高情報セキュリティ 責任者の承認を得ること。

(2) 監査の実施に関する指示

【基本遵守事項】

- (a) 最高情報セキュリティ責任者は、年度監査計画に従って、情報セキュリティ監査 責任者に対して、監査の実施を指示すること。
- (b) 最高情報セキュリティ責任者は、情報セキュリティの状況の変化に応じて必要と 判断した場合、情報セキュリティ監査責任者に対して、年度監査計画で計画され たこと以外の監査の実施を指示すること。
- (3) 個別の監査業務における監査実施計画の策定

【基本遵守事項】

(a) 情報セキュリティ監査責任者は、年度監査計画及び情報セキュリティの状況の変化に応じた監査の実施指示に基づき、個別の監査業務ごとの監査実施計画を策定すること。

(4) 監査の実施に係る準備

【基本遵守事項】

- (a) 情報セキュリティ監査責任者は、監査業務の実施において必要となる者を、被監査部門から独立した者から選定し、情報セキュリティ監査実施者に指名すること。
- (b) 情報セキュリティ監査責任者は、必要に応じて、府省庁外の者に監査の一部を請け負わせること。

(5) 監査の実施

- (a) 情報セキュリティ監査実施者は、情報セキュリティ監査責任者の指示に基づき、 監査実施計画に従って監査を実施すること。
- (b) 情報セキュリティ監査実施者は、省庁対策基準が統一基準に準拠していることを 確認すること。
- (c) 情報セキュリティ監査実施者は、実施手順が省庁対策基準に準拠していることを 確認すること。
- (d) 情報セキュリティ監査実施者は、自己点検の適正性の確認を行う等により、被監査部門における実際の運用が情報セキュリティ関係規程に準拠していることを確認すること。
- (e) 情報セキュリティ監査実施者は、監査調書を作成すること。

(f) 情報セキュリティ監査責任者は、監査調書に基づき監査報告書を作成し、最高情報セキュリティ責任者へ提出すること。

(6) 監査結果に対する対処

- (a) 最高情報セキュリティ責任者は、監査報告書の内容を踏まえ、被監査部門の情報 セキュリティ責任者に対して、指摘されたことに対する対処の実施を指示するこ と。
- (b) 最高情報セキュリティ責任者は、監査報告書の内容を踏まえ、監査を受けた部門 以外の部門においても同種の課題及び問題点がある可能性が高く、かつ緊急に同 種の課題及び問題点があることを確認する必要があると判断した場合には、他の 部門の情報セキュリティ責任者に対しても、同種の課題及び問題点の有無を確認 するように指示すること。
- (c) 情報セキュリティ責任者は、監査報告書等に基づいて最高情報セキュリティ責任 者から改善を指示されたことについて、対処計画を策定し、報告すること。
- (d) 最高情報セキュリティ責任者は、監査の結果を踏まえ、既存の情報セキュリティ 関係規程の妥当性を評価し、必要に応じてその見直しを指示すること。

1.2.4 見直し

1.2.4.1 情報セキュリティ対策の見直し

遵守事項

(1) 情報セキュリティ対策の見直し

- (a) 情報セキュリティ関係規程を整備した者は、各規定の見直しを行う必要性の有無 を適時検討し、必要があると認めた場合にはその見直しを行うこと。
- (b) 行政事務従事者は、情報セキュリティ関係規程に課題及び問題点が認められる場合には、情報セキュリティ関係規程を整備した者に相談すること。
- (c) 情報セキュリティ関係規程を整備した者は、情報セキュリティ関係規程に課題及 び問題点が認められる旨の相談を受けた場合は、必要な措置を講ずること。

1.2.5 その他

1.2.5.1 外部委託

適用範囲

本項は、府省庁による貸借、請負その他の契約に基づき提供される役務のうち、情報処理に係る業務であって、例えば次に掲げる営業品目に該当するものに適用する。

- ソフトウェア開発 (プログラム作成、システム開発等)
- 情報処理(統計、集計、データエントリー、媒体変換等)
- 賃貸借
- 調査・研究(調査、研究、検査等)

遵守事項

(1) 情報セキュリティ確保のための府省庁内共通の仕組みの整備

【基本遵守事項】

- (a) 統括情報セキュリティ責任者は、外部委託の対象としてよい情報システムの範囲 及び委託先によるアクセスを認める情報資産の範囲を判断する基準を整備するこ と。
- (b) 統括情報セキュリティ責任者は、委託先の選定基準及び選定手続を整備すること。 【強化遵守事項】
 - (c) 統括情報セキュリティ責任者は、委託先の選定基準策定に当たって、その厳格性 向上のために、国際規格を踏まえた委託先の情報セキュリティ水準の評価方法を 整備すること。
- (2) 委託先に実施させる情報セキュリティ対策の明確化

【基本遵守事項】

- (a) 情報システムセキュリティ責任者又は課室情報セキュリティ責任者は、外部委託 に係る業務遂行に際して委託先に実施させる情報セキュリティ対策の内容を定め、 委託先候補に事前に周知すること。
- (b) 情報システムセキュリティ責任者又は課室情報セキュリティ責任者は、委託先に 請け負わせる業務において情報セキュリティが侵害された場合の対処方法を整備 し、委託先候補に事前に周知すること。
- (c) 情報システムセキュリティ責任者又は課室情報セキュリティ責任者は、委託先における情報セキュリティ対策の履行状況を確認するための方法及び情報セキュリティ対策の履行が不十分である場合の対処方法を整備し、委託先候補に事前に周知すること。

(3) 委託先の選定

【基本遵守事項】

(a) 情報システムセキュリティ責任者又は課室情報セキュリティ責任者は、選定基準

及び選定手続に基づき、委託先を選定すること。

【強化遵守事項】

(b) 情報システムセキュリティ責任者又は課室情報セキュリティ責任者は、国際規格を踏まえた委託先の情報セキュリティ水準の評価方法に従って、委託先の候補者の情報セキュリティ水準を確認し、委託先の選定における評価の一要素として利用すること。

(4) 外部委託に係る契約

【基本遵守事項】

- (a) 情報システムセキュリティ責任者又は課室情報セキュリティ責任者は、外部委託を実施する際に、委託先に請け負わせる業務における情報セキュリティ対策、機密保持(情報の目的外利用の禁止を含む。)、情報セキュリティの侵害発生時の対処方法、情報セキュリティ対策の履行状況の確認方法及び情報セキュリティ対策の履行が不十分である場合の対処方法を含む外部委託に伴う契約を取り交わすこと。また、必要に応じて、以下の事項を当該契約に含めること。
 - (ア)情報セキュリティ監査の受入れ
 - (イ) サービスレベルの保証
- (b) 情報システムセキュリティ責任者又は課室情報セキュリティ責任者は、外部委託 に係る契約者双方の責任の明確化と合意の形成を行い、委託先における情報セキュリティ対策の遵守方法及び管理体制に関する確認書等を提出させること。また、 必要に応じて、以下の事項を当該確認書等に含めさせること。
 - (ア) 当該委託業務に携わる者の特定
 - (イ) 遵守すべき情報セキュリティ対策を実現するために、当該者が実施する具体 的な取組内容
- (c) 情報システムセキュリティ責任者又は課室情報セキュリティ責任者は、外部委託 契約の継続に関しては、選定基準及び選定手続に基づきその都度審査するものと し、安易な随意契約の継続をしないこと。
- (d) 情報システムセキュリティ責任者又は課室情報セキュリティ責任者は、委託先の 提供するサービス(情報セキュリティ基本方針、実施手順、管理策の維持及び改 善を含む。)の変更に関しては、選定基準及び選定手続に基づき、その是非を審査 すること。
- (e) 情報システムセキュリティ責任者又は課室情報セキュリティ責任者は、委託先が その請負内容の全部又は一部を第三者に再請負させることを禁止すること。ただ し、委託先からの申請を受け、再請負させることにより生ずる脅威に対して情報 セキュリティが十分に確保される措置が担保されると判断する場合は、その限り でない。

(5) 外部委託の実施における手続

【基本遵守事項】

(a) 行政事務従事者は、委託先に要保護情報又は重要な設計書を提供する場合、提供

する情報を必要最小限とし、以下の措置を講ずること。

- (ア) 委託先に情報を提供する場合は、安全な受渡方法によりこれを実施し、提供 した記録を取得すること。
- (イ) 外部委託の業務終了等により提供した情報が委託先において不要になった場合には、これを確実に返却させ、又は廃棄させ、若しくは抹消させること。
- (b) 情報システムセキュリティ責任者又は課室情報セキュリティ責任者は、請け負わせた業務の実施において情報セキュリティの侵害が発生した場合に、定められた対処方法に従い、委託先に必要な措置を講じさせること。
- (c) 情報システムセキュリティ責任者又は課室情報セキュリティ責任者は、定められた方法に従い、委託先における情報セキュリティ対策の履行状況を確認すること。

(6) 外部委託終了時の手続

【基本遵守事項】

(a) 情報システムセキュリティ責任者又は課室情報セキュリティ責任者は、外部委託 の終了時に、委託先に請け負わせた業務において行われた情報セキュリティ対策 を確認し、その結果を納品検査における確認の判断に加えること。

1.2.5.2 業務継続計画との整合的運用の確保

適用範囲

「中央省庁業務継続ガイドライン 第1版」(平成19年6月、内閣府)に基づき、業務継続計画を整備し、又は整備を予定している府省庁に適用する。

遵守事項

(1) 業務継続計画と情報セキュリティ対策の整合性の確保

- (a) 情報セキュリティ委員会は、府省庁において業務継続計画又は省庁対策基準を整備する場合には、業務継続計画と省庁対策基準との整合性の確保のための検討を行うこと。
- (b) 統括情報セキュリティ責任者、情報セキュリティ責任者、情報システムセキュリティ責任者及び課室情報セキュリティ責任者は、府省庁において業務継続計画の整備計画がある場合には、すべての情報システムについて、当該業務継続計画との関係の有無を検討すること。
- (c) 統括情報セキュリティ責任者、情報セキュリティ責任者、情報システムセキュリティ責任者及び課室情報セキュリティ責任者は、府省庁において業務継続計画の整備計画がある場合には、当該業務継続計画と関係があると認めた情報システムについて、以下に従って、業務継続計画と省庁対策基準に基づく共通の実施手順を整備すること。
 - (ア)通常時において業務継続計画と省庁対策基準の共通要素を整合的に運用する

ため、情報セキュリティの枠内で必要な見直しを行うこと。

- (イ)事態発生時において業務継続計画と省庁対策基準の実施に障害となる可能性 のある情報セキュリティ対策の遵守事項の有無を把握し、整合的運用が可能 となるよう事態発生時の規定を整備すること。
- (2) 業務継続計画と情報セキュリティ関係規程の不整合の報告

【基本遵守事項】

(a) 行政事務従事者は、府省庁において業務継続計画の整備計画がある場合であって、 業務継続計画と情報セキュリティ関係規程が定める要求事項との違いなどにより、 実施の是非の判断が困難なときは、関係者に連絡するとともに、統括情報セキュ リティ責任者が整備した障害・事故等が発生した際の報告手順により、情報セキ ュリティ責任者にその旨を報告して、指示を得ること。

第 1.3 部 情報についての対策

1.3.1 情報の取扱い

1.3.1.1 情報の作成と入手

遵守事項

(1) 業務以外の情報の作成又は入手の禁止

【基本遵守事項】

- (a) 行政事務従事者は、行政事務の遂行以外の目的で、情報を作成し、又は入手しないこと。
- (2) 情報の作成又は入手時における格付けと取扱制限の決定

【基本遵守事項】

- (a) 行政事務従事者は、情報の作成時及び府省庁外の者が作成した情報を入手したことに伴う管理の開始時に格付け及び取扱制限の定義に基づき、格付け及び取扱制限を決定すること。
- (b) 行政事務従事者は、元の情報の修正、追加、削除のいずれかにより、他者が決定 した情報の格付け及び取扱制限を変更する必要があると思料する場合には、前項 に従って再決定すること。
- (3) 格付けと取扱制限の明示等

【基本遵守事項】

- (a) 行政事務従事者は、情報の格付け及び取扱制限を決定(再決定を含む。以下同じ。) した際に、当該情報の参照が許されている者が認識できる方法を用いて明示等す ること。
- (4) 格付けと取扱制限の加工時における継承

【基本遵守事項】

(a) 行政事務従事者は、情報を作成する際に、参照した情報又は入手した情報が既に 格付け又は取扱制限の決定がなされている場合には、元となる情報の機密性に係 る格付け及び取扱制限を継承すること。

1.3.1.2 情報の利用

遵守事項

(1) 業務以外の利用の禁止

- (a) 行政事務従事者は、行政事務の遂行以外の目的で、情報を利用しないこと。
- (2) 格付け及び取扱制限に従った情報の取扱い

【基本遵守事項】

- (a) 行政事務従事者は、利用する情報に明示等された格付けに従って、当該情報を適切に取り扱うこと。格付けに加えて取扱制限の明示等がなされている場合には、 当該取扱制限の指示内容に従って取り扱うこと。
- (3) 格付け及び取扱制限の複製時における継承

【基本遵守事項】

- (a) 行政事務従事者は、情報を複製する場合には、元となる情報の機密性に係る格付 け及び取扱制限を継承すること。
- (4) 格付け及び取扱制限の見直し

【基本遵守事項】

- (a) 行政事務従事者は、情報を利用する場合に、元の格付け又は取扱制限がその時点で不適切と考えるため、他者が決定した情報の格付け又は取扱制限そのものを見直す必要があると思料する場合には、その決定者(決定について引き継いだ者を含む。)又はその上司(以下、この項において「決定者等」という。)に相談すること。
- (b) 行政事務従事者は、自らが格付け及び取扱制限の決定者等である情報に対して、 見直しの必要があると認めた場合には、当該情報の格付け又は取扱制限を再決定 し、それを明示等すること。また、それ以前に当該情報を参照した者に対して、 その旨を可能な限り周知すること。
- (5) 要保護情報の取扱い

【基本遵守事項】

- (a) 行政事務従事者は、行政事務の遂行以外の目的で、要保護情報を府省庁外に持ち 出さないこと。
- (b) 行政事務従事者は、要保護情報を放置しないこと。
- (c) 行政事務従事者は、機密性3情報を必要以上に複製しないこと。
- (d) 行政事務従事者は、要機密情報を必要以上に配付しないこと。

- (e) 行政事務従事者は、機密性3情報には、機密性3情報として取り扱う期間を明記すること。また、その期間中であっても、情報の格付けを下げる又は取扱制限を緩和する必要性があると思料される場合には、格付け及び取扱制限の見直しに必要な処理を行うこと。
- (f) 行政事務従事者は、機密性3情報である書面には、一連番号を付し、その所在を明らかにしておくこと。

1.3.1.3 情報の保存

遵守事項

(1) 格付けに応じた情報の保存

【基本遵守事項】

- (a) 行政事務従事者は、電磁的記録媒体に保存された要保護情報について、適切なアクセス制御を行うこと。
- (b) 行政事務従事者は、情報の格付け及び取扱制限に応じて、情報が保存された電磁的記録媒体を適切に管理すること。
- (c) 行政事務従事者は、情報システムに入力された情報若しくは情報システムから出力した情報を記載した書面のうち要機密情報である書面、又は重要な設計書を適切に管理すること。
- (d) 行政事務従事者は、要機密情報を電磁的記録媒体に保存する場合には、パスワードを用いて保護する必要性の有無を検討し、必要があると認めたときは、情報に パスワードを設定すること。
- (e) 行政事務従事者は、要機密情報を電磁的記録媒体に保存する場合には、暗号化を 行う必要性の有無を検討し、必要があると認めたときは、情報を暗号化すること。
- (f) 行政事務従事者は、要保全情報を電磁的記録媒体に保存する場合には、電子署名の付与を行う必要性の有無を検討し、必要があると認めたときは、情報に電子署名を付与すること。
- (g) 行政事務従事者は、要保全情報若しくは要安定情報である電磁的記録又は重要な 設計書について、バックアップ又は複写の必要性の有無を検討し、必要があると 認めたときは、そのバックアップ又は複写を取得すること。
- (h) 行政事務従事者は、要保全情報若しくは要安定情報である電磁的記録のバックアップ又は重要な設計書の複写の保管について、災害等により生ずる支障の有無を検討し、支障があると認めたときは、適切な措置を講ずること。

(2) 情報の保存期間

【基本遵守事項】

(a) 行政事務従事者は、電磁的記録媒体に保存された情報の保存期間が定められている場合には、当該情報を保存期間が満了する日まで保存し、保存期間を延長する 必要性がない場合は、速やかに消去すること。

1.3.1.4 情報の移送

遵守事項

(1) 情報の移送に関する許可及び届出

【基本遵守事項】

(a) 行政事務従事者は、機密性3情報、完全性2情報若しくは可用性2情報又は重要

な設計書を移送する場合には、課室情報セキュリティ責任者の許可を得ること。

(b) 行政事務従事者は、機密性2情報であって完全性1情報かつ可用性1情報である 電磁的記録又は機密性2情報である書面を移送する場合には、課室情報セキュリ ティ責任者に届け出ること。ただし、課室情報セキュリティ責任者が届出を要し ないと定めた移送については、この限りでない。

(2) 情報の送信と運搬の選択

【基本遵守事項】

(a) 行政事務従事者は、要保護情報である電磁的記録を移送する場合には、安全確保に留意して、送信又は運搬のいずれによるかを選択し、課室情報セキュリティ責任者に届け出ること。ただし、機密性2情報であって完全性1情報かつ可用性1情報である電磁的記録の移送であり、課室情報セキュリティ責任者が届出を要しないと定めた移送については、この限りでない。

(3) 移送手段の決定

【基本遵守事項】

(a) 行政事務従事者は、要保護情報又は重要な設計書を移送する場合には、安全確保に留意して、当該情報の移送手段を決定し、課室情報セキュリティ責任者に届け出ること。ただし、機密性2情報であって完全性1情報かつ可用性1情報である電磁的記録又は機密性2情報である書面の移送であり、課室情報セキュリティ責任者が届出を要しないと定めた移送については、この限りでない。

(4) 書面の保護対策

【基本遵守事項】

(a) 行政事務従事者は、要機密情報である書面又は重要な設計書を運搬する場合には、 情報の格付け及び取扱制限に応じて、安全確保のための適切な措置を講ずること。

(5) 電磁的記録の保護対策

- (a) 行政事務従事者は、要機密情報である電磁的記録を移送する場合には、パスワードを用いて保護する必要性の有無を検討し、必要があると認めたときは、情報に パスワードを設定すること。
- (b) 行政事務従事者は、要機密情報である電磁的記録を移送する場合には、暗号化を 行う必要性の有無を検討し、必要があると認めたときは、情報を暗号化すること。
- (c) 行政事務従事者は、要保全情報である電磁的記録を移送する場合には、電子署名の付与を行う必要性の有無を検討し、必要があると認めたときは、情報に電子署名を付与すること。
- (d) 行政事務従事者は、要保全情報である電磁的記録を移送する場合には、バックアップを行う必要性の有無を検討し、必要があると認めたときは、情報のバックアップを取得すること。

(e) 行政事務従事者は、要安定情報である電磁的記録を移送する場合には、移送中の 滅失、紛失、移送先への到着時間の遅延等により支障が起こるおそれに対し、同 一の電磁的記録を異なる移送経路で移送するなどの措置を講ずる必要性の有無を 検討し、必要があると認めたときは、所要の措置を講ずること。

【強化遵守事項】

(f) 行政事務従事者は、要機密情報である電磁的記録を移送する場合には、必要な強度の暗号化に加えて、複数の情報に分割してそれぞれ異なる移送経路を用いること。

1.3.1.5 情報の提供

遵守事項

(1) 情報の公表

【基本遵守事項】

- (a) 行政事務従事者は、情報を公表する場合には、当該情報が機密性1情報に格付け されるものであることを確認すること。
- (b) 行政事務従事者は、電磁的記録を公表する場合には、当該情報の付加情報等から の不用意な情報漏えいを防止するための措置を講ずること。

(2) 他者への情報の提供

- (a) 行政事務従事者は、機密性3情報、完全性2情報若しくは可用性2情報又は重要な設計書を府省庁外の者に提供する場合には、課室情報セキュリティ責任者の許可を得ること。
- (b) 行政事務従事者は、機密性2情報であって完全性1情報かつ可用性1情報である 電磁的記録又は機密性2情報である書面を府省庁外の者に提供する場合には、課 室情報セキュリティ責任者に届け出ること。ただし、課室情報セキュリティ責任 者が届出を要しないと定めた提供については、この限りでない。
- (c) 行政事務従事者は、要保護情報又は重要な設計書を府省庁外の者に提供する場合には、提供先において、当該情報に付された情報の格付け及び取扱制限に応じて適切に取り扱われるための措置を講ずること。
- (d) 行政事務従事者は、電磁的記録を提供する場合には、当該記録の付加情報等から の不用意な情報漏えいを防止するための措置を講ずること。

1.3.1.6 情報の消去

遵守事項

(1) 電磁的記録の消去方法

【基本遵守事項】

- (a) 行政事務従事者は、電磁的記録媒体を廃棄する場合には、すべての情報を復元が 困難な状態にする(以下「抹消する」という。)こと。
- (b) 行政事務従事者は、電磁的記録媒体を他の者へ提供する場合には、当該電磁的記録媒体に保存された不要な要機密情報を抹消すること。

【強化遵守事項】

(c) 行政事務従事者は、電磁的記録媒体について、設置環境等から必要があると認められる場合は、当該電磁的記録媒体の要機密情報を抹消すること。

(2) 書面の廃棄方法

【基本遵守事項】

(a) 行政事務従事者は、要機密情報である書面を廃棄する場合には、復元が困難な状態にすること。

第 1.4 部 情報処理についての対策

1.4.1 情報処理の制限

1.4.1.1 府省庁外での情報処理の制限

遵守事項

(1) 安全管理措置についての規定の整備

【基本遵守事項】

- (a) 統括情報セキュリティ責任者は、要保護情報について府省庁外での情報処理を行 う場合の安全管理措置についての規定を整備すること。
- (b) 統括情報セキュリティ責任者は、要保護情報を取り扱う情報システムを府省庁外 に持ち出す場合の安全管理措置についての規定を整備すること。

(2) 許可及び届出の取得及び管理

- (a) 行政事務従事者は、機密性3情報、完全性2情報又は可用性2情報について府省 庁外で情報処理を行う場合には、情報システムセキュリティ責任者及び課室情報 セキュリティ責任者の許可を得ること。
- (b) 行政事務従事者は、機密性2情報であって完全性1情報かつ可用性1情報である情報について府省庁外で情報処理を行う場合には、情報システムセキュリティ責任者及び課室情報セキュリティ責任者に届け出ること。ただし、情報システムセキュリティ責任者又は課室情報セキュリティ責任者が届出を要しないとした場合は、この限りでない。
- (c) 情報システムセキュリティ責任者及び課室情報セキュリティ責任者は、府省庁外 での要保護情報の情報処理に係る記録を取得すること。
- (d) 情報システムセキュリティ責任者及び課室情報セキュリティ責任者は、機密性3 情報、完全性2情報又は可用性2情報について府省庁外での情報処理を行うことを許可した期間が終了した時に、許可を受けた者から終了した旨の報告がない場合には、その状況を確認し、措置を講ずること。ただし、許可を与えた者が報告を要しないとした場合は、この限りでない。
- (e) 情報システムセキュリティ責任者及び課室情報セキュリティ責任者は、機密性2 情報であって完全性1情報かつ可用性1情報である情報について府省庁外での情報処理を行うことを届け出た期間が終了した時に、必要に応じて、その状況を確認し、措置を講ずること。
- (f) 行政事務従事者は、要保護情報について府省庁外で情報処理を行う場合には、業務の遂行に必要最小限の情報処理にとどめること。
- (g) 行政事務従事者は、機密性3情報、完全性2情報又は可用性2情報を取り扱う情報システムを府省庁外に持ち出す場合には、情報システムセキュリティ責任者及

び課室情報セキュリティ責任者の許可を得ること。

- (h) 行政事務従事者は、機密性2情報であって完全性1情報かつ可用性1情報である情報を取り扱う情報システムを府省庁外に持ち出す場合には、情報システムセキュリティ責任者及び課室情報セキュリティ責任者に届け出ること。ただし、情報システムセキュリティ責任者又は課室情報セキュリティ責任者が届出を要しないとした場合は、この限りでない。
- (i) 情報システムセキュリティ責任者及び課室情報セキュリティ責任者は、要保護情報を取り扱う情報システムの府省庁外への持出しに係る記録を取得すること。
- (j) 情報システムセキュリティ責任者及び課室情報セキュリティ責任者は、機密性3 情報、完全性2情報又は可用性2情報を取り扱う情報システムを府省庁外に持ち 出すことを許可した期間が終了した時に、許可を受けた者から終了した旨の報告 がない場合には、その状況を確認し、措置を講ずること。ただし、許可を与えた 者が報告を要しないとした場合は、この限りでない。
- (k) 情報システムセキュリティ責任者及び課室情報セキュリティ責任者は、機密性2 情報であって完全性1情報かつ可用性1情報である情報を取り扱う情報システム を府省庁外に持ち出すことを届け出た期間が終了した時に、必要に応じて、その 状況を確認し、措置を講ずること。
- (1) 行政事務従事者は、要保護情報を取り扱う情報システムを府省庁外に持ち出す場合には、業務の遂行に必要最小限の情報システムの持出しにとどめること。

(3) 安全管理措置の遵守

- (a) 行政事務従事者は、要保護情報について府省庁外での情報処理について定められた安全管理措置を講ずること。
- (b) 行政事務従事者は、機密性3情報、完全性2情報又は可用性2情報について府省 庁外での情報処理を行うことを終了した時に、その許可を与えた者に対して、そ の旨を報告すること。ただし、許可を与えた者から報告を要しないとされた場合 は、この限りでない。
- (c) 行政事務従事者は、要保護情報を取り扱う情報システムの府省庁外への持出しに ついて定められた安全管理措置を講ずること。
- (d) 行政事務従事者は、機密性3情報、完全性2情報又は可用性2情報を取り扱う情報システムを府省庁外に持ち出すことを終了した時に、その許可を与えた者に対して、その旨を報告すること。ただし、許可を与えた者から報告を要しないとされた場合は、この限りでない。

1.4.1.2 府省庁支給以外の情報システムによる情報処理の制限

遵守事項

(1) 安全管理措置についての規定の整備

【基本遵守事項】

(a) 統括情報セキュリティ責任者は、要保護情報について府省庁支給以外の情報システムにより情報処理を行う場合に講ずる安全管理措置についての規定を整備すること。

(2) 許可及び届出の取得及び管理

【基本遵守事項】

- (a) 行政事務従事者は、機密性3情報、完全性2情報又は可用性2情報について府省 庁支給以外の情報システムにより情報処理を行う必要がある場合には、情報シス テムセキュリティ責任者及び課室情報セキュリティ責任者の許可を得ること。
- (b) 行政事務従事者は、機密性2情報であって完全性1情報かつ可用性1情報である情報について府省庁支給以外の情報システムにより情報処理を行う必要がある場合には、情報システムセキュリティ責任者及び課室情報セキュリティ責任者に届け出ること。ただし、情報システムセキュリティ責任者又は課室情報セキュリティ責任者が届出を要しないとした場合は、この限りでない。
- (c) 情報システムセキュリティ責任者及び課室情報セキュリティ責任者は、府省庁支 給以外の情報システムによる要保護情報の情報処理に係る記録を取得すること。
- (d) 情報システムセキュリティ責任者及び課室情報セキュリティ責任者は、機密性3 情報、完全性2情報又は可用性2情報について府省庁支給以外の情報システムによる情報処理を行うことを許可した期間が終了した時に、許可を受けた者から終了した旨の報告がない場合には、その状況を確認し、措置を講ずること。ただし、許可を与えた者が報告を要しないとした場合は、この限りでない。
- (e) 情報システムセキュリティ責任者及び課室情報セキュリティ責任者は、機密性2 情報であって完全性1情報かつ可用性1情報である情報について府省庁支給以外 の情報システムによる情報処理を行うことを届け出た期間が終了した時に、必要 に応じて、その状況を確認し、措置を講ずること。

(3) 安全管理措置の遵守

- (a) 行政事務従事者は、要保護情報について府省庁支給以外の情報システムによる情報処理を行う場合には、当該情報システムについて定められた安全管理措置を講ずること。
- (b) 行政事務従事者は、機密性3情報、完全性2情報又は可用性2情報について府省 庁支給以外の情報システムによる情報処理を終了した時に、その許可を与えた者 に対して、その旨を報告すること。ただし、許可を与えた者から報告を要しない とされた場合は、この限りでない。

第 1.5 部 情報システムについての基本的な対策

1.5.1 情報システムのセキュリティ要件

1.5.1.1 情報システムのセキュリティ要件

遵守事項

(1) 情報システムの計画

【基本遵守事項】

- (a) 情報システムセキュリティ責任者は、情報システムについて、ライフサイクル全般にわたってセキュリティ維持が可能な体制の確保を、情報システムを統括する 責任者に求めること。
- (b) 情報システムセキュリティ責任者は、情報システムのセキュリティ要件を決定すること。
- (c) 情報システムセキュリティ責任者は、情報システムのセキュリティ要件を満たすために機器等の購入(購入に準ずるリースを含む。)及びソフトウェア開発において必要な対策、情報セキュリティについての機能の設定、情報セキュリティについての脅威への対策、並びに情報システムの構成要素についての対策について定めること。
- (d) 情報システムセキュリティ責任者は、構築する情報システムに重要なセキュリティ要件があると認めた場合には、当該情報システムのセキュリティ機能の設計について第三者機関によるセキュリティ設計仕様書(ST: Security Target)のST評価・ST確認を受けること。ただし、情報システムを更改し、又は構築中に仕様変更が発生した場合であって、見直し後のセキュリティ設計仕様書において重要なセキュリティ要件の変更が軽微であると認めたときは、この限りでない。
- (e) 情報システムセキュリティ責任者は、情報システムについて、情報セキュリティの侵害又はそのおそれのある事象の発生を監視する必要性の有無を検討し、必要があると認めた場合には、監視のために必要な措置を定めること。
- (f) 情報システムセキュリティ責任者は、構築した情報システムを運用段階へ導入するに当たって、情報セキュリティの観点から実施する導入のための手順及び環境を定めること。

【強化遵守事項】

(g) 情報システムセキュリティ責任者は、構築する情報システムの構成要素については、重要なセキュリティ要件があると認めた場合には、当該要件に係るセキュリティ機能の設計に基づいて、製品として調達する機器及びソフトウェアに対して要求するセキュリティ機能を定め、当該機能及びその他の要求条件を満たす採用候補製品が複数ある場合であって、その中に当該セキュリティ機能に関してITセキュリティ評価及び認証制度に基づく認証を取得している製品がある場合には、当該製品を情報システムの構成要素として選択すること。

(2) 情報システムの構築・運用

【基本遵守事項】

- (a) 情報システムセキュリティ責任者は、情報システムの構築、運用に際しては、セキュリティ要件に基づき定めた情報セキュリティ対策を行うこと。
- (3) 情報システムの移行・廃棄

【基本遵守事項】

- (a) 情報システムセキュリティ責任者は、情報システムの移行及び廃棄を行う場合は、 情報の消去及び保存、並びに情報システムの廃棄及び再利用について必要性を検 討し、それぞれについて適切な措置を講ずること。
- (4) 情報システムの見直し

【基本遵守事項】

(a) 情報システムセキュリティ責任者は、情報システムの情報セキュリティ対策について見直しを行う必要性の有無を適時検討し、必要があると認めた場合にはその見直しを行い、必要な措置を講ずること。

1.5.2 情報システムに係る規定の整備と遵守

1.5.2.1 情報システムに係る文書及び台帳整備

遵守事項

(1) 情報システムの文書整備

【基本遵守事項】

- (a) 情報システムセキュリティ責任者は、所管する情報システムについて以下の事項 を記載した文書を整備すること。
 - (ア) 当該情報システムを構成する電子計算機関連事項
 - 電子計算機を管理する行政事務従事者及び利用者を特定する情報
 - 電子計算機の機種並びに利用しているソフトウェアの種類及びバージョン
 - 電子計算機の仕様書又は設計書
 - (イ) 当該情報システムを構成する通信回線及び通信回線装置関連事項
 - 通信回線及び通信回線装置を管理する行政事務従事者を特定する情報
 - 通信回線装置の機種並びに利用しているソフトウェアの種類及びバージョン
 - 通信回線及び通信回線装置の仕様書又は設計書
 - 通信回線の構成
 - 通信回線装置におけるアクセス制御の設定
 - 通信回線を利用する電子計算機の識別コード、電子計算機の利用者と当該利用者の識別コードとの対応
 - 通信回線の利用部署
 - (ウ)情報システムの構成要素のセキュリティ維持に関する手順
 - 電子計算機のセキュリティ維持に関する手順
 - 通信回線を介して提供するサービスのセキュリティ維持に関する手順
 - 通信回線及び通信回線装置のセキュリティ維持に関する手順
 - (エ) 障害・事故等が発生した際の対処手順
- (b) 情報システムセキュリティ管理者は、所管する情報システムについて整備した文書に基づいて、情報システムの運用管理において情報セキュリティ対策を行うこと。
- (2) 情報システムの台帳整備

- (a) 統括情報セキュリティ責任者は、すべての情報システムに対して、当該情報システムに係る以下の事項を記載した台帳を整備すること。
 - (ア) 情報システム名、管理課室及び管理責任者の氏名・連絡先
 - (イ) システム構成
 - (ウ)接続する府省庁外通信回線の種別

- (エ) 取り扱う情報の格付け及び取扱制限に関する事項
- (オ) 当該情報システムの設計・開発、運用、保守に関する事項
- (b) 情報システムセキュリティ責任者は、情報システムを新規に構築し、又は更改する際には、当該情報システムの台帳の記載事項について統括情報セキュリティ責任者に報告すること。

1.5.2.2 機器等の購入

適用範囲

本項は、機器等の購入(購入に準ずるリース等を含む。以下同じ。)に適用する。

遵守事項

(1) 機器等の購入に係る規定の整備

【基本遵守事項】

- (a) 統括情報セキュリティ責任者は、機器等の選定基準を整備すること。
- (b) 統括情報セキュリティ責任者は、機器等の購入において、セキュリティ機能の要求仕様があり、総合評価落札方式により購入を行う際には、ITセキュリティ評価及び認証制度による認証を取得しているかどうかを評価項目として活用することを選定基準として定めること。
- (c) 統括情報セキュリティ責任者は、情報セキュリティ対策の視点を加味して、機器 等の納入時の確認・検査手続を整備すること。
- (2) 機器等の購入に係る規定の遵守

【基本遵守事項】

- (a) 情報システムセキュリティ責任者は、機器等の選定時において、選定基準に対する機器等の適合性を確認し、その結果を機器等の候補の選定における判断の一要素として活用すること。
- (b) 情報システムセキュリティ責任者は、機器等の納入時において、定められた確認・ 検査手続に従って、納品検査を実施すること。

1.5.2.3 ソフトウェア開発

遵守事項

(1) ソフトウェア開発に係る規定の整備

- (a) 統括情報セキュリティ責任者は、ソフトウェア開発について、セキュリティに係る以下の対策事項を情報システムセキュリティ責任者に求めるための規定を整備すること。
 - (ア)情報システムセキュリティ責任者は、セキュリティに係る対策事項(本項(ウ)

- から(セ)の遵守事項)を満たすことが可能な開発体制を確保すること。
- (イ)情報システムセキュリティ責任者は、ソフトウェア開発を外部委託する場合には、セキュリティに係る対策事項(本項(ウ)から(セ)の遵守事項)の中から必要な事項を選択し、当該対策事項が実質的に担保されるよう、委託先に実施について保証させること。
- (ウ)情報システムセキュリティ責任者は、ソフトウェアの開発工程における情報 セキュリティに関連する開発手順及び環境について定めること。
- (エ)情報システムセキュリティ責任者は、ソフトウェアの作成及び試験を行う情報システムについては、情報セキュリティの観点から運用中の情報システムと分離する必要性の有無を検討し、必要と認めたときは分離すること。
- (オ)情報システムセキュリティ責任者は、開発するソフトウェアが運用される際に関連する情報資産に対して想定されるセキュリティ脅威の分析結果並びに当該ソフトウェアにおいて取り扱う情報の格付け及び取扱制限に応じて、セキュリティ機能の必要性の有無を検討し、必要と認めたときは、セキュリティ機能を適切に設計し、設計書に明確に記述すること。
- (カ) 情報システムセキュリティ責任者は、開発するソフトウェアが運用される際 に利用されるセキュリティ機能についての管理機能の必要性の有無を検討し、 必要と認めたときは、管理機能を適切に設計し、設計書に明確に記述すること。
- (キ)情報システムセキュリティ責任者は、ソフトウェアの設計について、その情報セキュリティに関する妥当性を確認するための設計レビューの範囲及び方法を定め、これに基づいて設計レビューを実施すること。
- (ク) 情報システムセキュリティ責任者は、開発するソフトウェアにおいて処理するデータ及び入出力されるデータの情報セキュリティに関する妥当性を確認する機能の必要性の有無を検討し、必要と認めたときは、その方法を適切に設計し、設計書に明確に記述すること。
- (ケ)情報システムセキュリティ責任者は、開発するソフトウェアに重要なセキュリティ要件がある場合には、これを実現するセキュリティ機能の設計について第三者機関によるセキュリティ設計仕様書(ST: Security Target)のST評価・ST確認を受けること。ただし、当該ソフトウェアを要素として含む情報システムについてセキュリティ設計仕様書のST評価・ST確認を受ける場合、又はソフトウェアを更改し、若しくは開発中に仕様変更が発生した場合であって、見直し後のセキュリティ設計仕様書において重要なセキュリティ要件の変更が軽微であると認めたときは、この限りでない。
- (コ)情報システムセキュリティ責任者は、ソフトウェア開発者が作成したソース コードについて、不必要なアクセスから保護するとともに、バックアップを 取得すること。
- (サ)情報システムセキュリティ責任者は、情報セキュリティの観点からコーディングに関する規定を整備すること。
- (シ)情報システムセキュリティ責任者は、作成されたソースコードについて、そ

- の情報セキュリティに関する妥当性を確認するためのソースコードレビュー の必要性の有無を検討し、必要と認めたときは、ソースコードレビューの範 囲及び方法を定め、これに基づいてソースコードレビューを実施すること。
- (ス)情報システムセキュリティ責任者は、セキュリティの観点から実施する試験 の必要性の有無を検討し、必要と認めたときは実施する試験項目及び試験方 法を定め、これに基づいて試験を実施すること。
- (セ)情報システムセキュリティ責任者は、情報セキュリティの観点から実施した 試験の実施記録を保存すること。
- (2) ソフトウェア開発に係る規定の遵守

【基本遵守事項】

(a) 情報システムセキュリティ責任者は、ソフトウェア開発に係る規定に基づいて、 ソフトウェアの開発を行うこと。

1.5.2.4 暗号と電子署名の標準手順

遵守事項

(1) 暗号と電子署名に係る規定の整備

【基本遵守事項】

- (a) 統括情報セキュリティ責任者は、府省庁における暗号化及び電子署名のアルゴリズム及び方法を、以下の事項を含めて定めること。
 - (ア) 電子政府推奨暗号リストに記載されたものが使用可能な場合には、それを使用すること。
 - (イ) 情報システムの新規構築又は更新に伴い暗号化又は電子署名を導入する場合には、電子政府推奨暗号リストに記載されたアルゴリズムを使用すること。ただし、使用するアルゴリズムを複数のアルゴリズムの中から選択可能とするよう暗号化又は電子署名を実装する箇所においては、当該複数のアルゴリズムに、少なくとも一つは電子政府推奨暗号リストに記載されたものを含めること。
- (b) 統括情報セキュリティ責任者は、暗号化された情報(書面を除く。以下この項において同じ。)の復号又は電子署名の付与に用いる鍵について、以下の(ア)及び(イ)の手順(以下「鍵の管理手順等」という。)を定めること。
 - (ア) 鍵の生成手順、有効期限、廃棄手順、更新手順、鍵が露呈した場合の対処手 順等
 - (イ) 鍵の保存手順

【強化遵守事項】

(c) 統括情報セキュリティ責任者は、暗号化された情報の復号に用いる鍵のバックア ップの取得手順又は鍵の預託手順(以下「鍵のバックアップ手順等」という。)を 定めること。 (2) 暗号と電子署名に係る規定の遵守

【基本遵守事項】

- (a) 行政事務従事者は、情報を暗号化する場合及び情報に電子署名を付与する場合には、定められたアルゴリズム及び方法に従うこと。
- (b) 行政事務従事者は、暗号化された情報の復号又は電子署名の付与に用いる鍵について、定められた鍵の管理手順等に従い、これを適切に管理すること。

【強化遵守事項】

(c) 行政事務従事者は、暗号化された情報の復号に用いる鍵について、定められた鍵のバックアップ手順等に従い、そのバックアップを取得すること。

1.5.2.5 府省庁外の情報セキュリティ水準の低下を招く行為の防止

遵守事項

(1) 措置についての規定の整備

【基本遵守事項】

(a) 統括情報セキュリティ責任者は、府省庁外の情報セキュリティ水準の低下を招く 行為の防止に関する措置についての規定を整備すること。

(2) 規定の遵守

【基本遵守事項】

(a) 行政事務従事者は、府省庁外の情報セキュリティ水準の低下を招く行為の防止の 規定に基づいて、必要な措置を講ずること。

1.5.2.6 ドメイン名の使用についての対策

遵守事項

(1) ドメイン名の使用についての規定の整備

- (a) 統括情報セキュリティ責任者は、ドメインネームシステムによるドメイン名(以下「ドメイン名」と言う。)の使用について、以下の事項を行政事務従事者に求める規定を整備すること。
 - (ア) 行政事務従事者は、府省庁外の者(国外在住の者を除く。以下、本項において同じ。)に対して、アクセスや送信させることを目的としてドメイン名を告知する場合に、以下の政府機関のドメイン名であることが保証されるドメイン名(以下「政府ドメイン名」という。)を使用すること。
 - go.ip で終わるドメイン名
 - 日本語ドメイン名の中で行政等に関するものとして予約されたドメイン

名

ただし、電子メール送信又は政府ドメイン名のウェブページでの掲載に限り 以下の条件を満たす場合には、政府ドメイン名以外のドメイン名を府省庁以 外のものとして告知してもよい。

具体的には、電子メールの送信においては以下の条件をすべて満たすことが 必要である。

- 告知内容についての問い合わせ先として政府ドメイン名による電子メールアドレスを明記しているか、又は政府ドメイン名による電子署名をしていること。
- 告知するドメイン名を管理する組織名を明記すること。
- 告知するドメイン名の有効性を確認した時期又は有効性を保証する期間 について明記していること。

また、政府ドメイン名のウェブページでの掲載においては以下の条件をすべ て満たすことが必要である。

- 告知するドメイン名を管理する組織名を明記すること。
- 告知するドメイン名の有効性を確認した時期又は有効性を保証する期間 について明記していること。
- (イ) 行政事務従事者は、府省庁外の者に対して、電子メールの送信元としてドメイン名を使用する場合には、政府ドメイン名を使用すること。ただし、当該府省庁外の者にとって、当該行政事務従事者が既知の者である場合を除く。
- (ウ) 行政事務従事者は、府省庁外の者に対して、アクセスさせることを目的として情報を保存するためにサーバを使用する場合には、政府ドメイン名のサーバだけを使用すること。
- (2) ドメイン名の使用についての規定の遵守

【基本遵守事項】

(a) 行政事務従事者は、ドメイン名の使用についての規定に基づいて、必要な措置を 講ずること。

1.5.2.7 不正プログラム感染防止のための日常的実施事項

遵守事項

(1) 不正プログラム対策に係る規定の整備

- (a) 統括情報セキュリティ責任者は、不正プログラム感染の回避を目的として、以下 の措置を行政事務従事者に求める規定を整備すること。
 - (ア) 行政事務従事者は、アンチウイルスソフトウェア等により不正プログラムと して検知された実行ファイルを実行せず、データファイルをアプリケーショ ン等で読み込まないこと。
 - (イ) 行政事務従事者は、アンチウイルスソフトウェア等に係るアプリケーション

及び不正プログラム定義ファイル等について、これを常に最新の状態に維持 すること。

- (ウ) 行政事務従事者は、アンチウイルスソフトウェア等による不正プログラムの 自動検査機能を有効にすること。
- (エ) 行政事務従事者は、アンチウイルスソフトウェア等により定期的にすべての 電子ファイルに対して、不正プログラムの有無を確認すること。
- (オ) 行政事務従事者は、外部からデータやソフトウェアを電子計算機等に取り込む場合又は外部にデータやソフトウェアを提供する場合には、不正プログラム感染の有無を確認すること。
- (カ) 行政事務従事者は、不正プログラム感染の予防に努めること。
- (キ) 行政事務従事者は、不正プログラムに感染した恐れのある場合には、感染した電子計算機の通信回線への接続を速やかに切断し、必要な措置を講じること。
- (2) 不正プログラム対策に係る規定の遵守

【基本遵守事項】

(a) 行政事務従事者は、定められた不正プログラム対策に係る規定に基づいて、不正 プログラムの感染を防止するための対策を行うこと。

第2編 情報システム編

第2.1部 情報セキュリティ要件の明確化に基づく対策

2.1.1 情報セキュリティについての機能

2.1.1.1 主体認証機能

遵守事項

(1) 主体認証機能の導入

- (a) 情報システムセキュリティ責任者は、すべての情報システムについて、主体認証 を行う必要性の有無を検討すること。この場合、要保護情報を取り扱う情報シス テムについては、主体認証を行う必要性があると判断すること。
- (b) 情報システムセキュリティ責任者は、主体認証を行う必要があると認めた情報システムにおいて、識別及び主体認証を行う機能を設けること。
- (c) 情報システムセキュリティ管理者は、主体認証を行う必要があると認めた情報システムにおいて、主体認証情報を秘密にする必要がある場合には、当該主体認証情報が明らかにならないように管理すること。
 - (ア) 主体認証情報を保存する場合には、その内容の暗号化を行うこと。
 - (イ) 主体認証情報を通信する場合には、その内容の暗号化を行うこと。
 - (ウ) 保存又は通信を行う際に暗号化を行うことができない場合には、利用者に自らの主体認証情報を設定、変更、提供(入力)させる際に、暗号化が行われない旨を通知すること。
- (d) 情報システムセキュリティ責任者は、主体認証を行う必要があると認めた情報システムにおいて、利用者に主体認証情報の定期的な変更を求める場合には、利用者に対して定期的な変更を促す機能のほか、以下のいずれかの機能を設けること。 (ア) 利用者が定期的に変更しているか否かを確認する機能
 - (イ) 利用者が定期的に変更しなければ、情報システムの利用を継続させない機能
- (e) 情報システムセキュリティ責任者は、主体認証を行う必要があると認めた情報システムにおいて、主体認証情報又は主体認証情報格納装置を他者に使用され、又は使用される危険性を認識した場合に、直ちに当該主体認証情報若しくは主体認証情報格納装置による主体認証を停止する機能又はこれに対応する識別コードによる情報システムの利用を停止する機能を設けること。
- (f) 情報システムセキュリティ責任者は、主体認証を行う必要があると認めた情報システムにおいて、知識による主体認証方式を用いる場合には、以下の機能を設けること。
 - (ア) 利用者が、自らの主体認証情報を設定する機能

- (イ) 利用者が設定した主体認証情報を他者が容易に知ることができないように保持する機能
- (g) 情報システムセキュリティ責任者は、主体認証を行う必要があると認めた情報システムにおいて、知識、所有、生体情報以外の主体認証方式を用いる場合には、その要件を定めるに際して、以下の事項が適用可能かどうかを検証した上で、当該主体認証方式に適用することが可能な要件をすべて満たすこと。
 - (ア) 正当な主体以外の主体認証を受諾しないこと。(誤認の防止)
 - (イ) 正当な主体が本人の責任ではない理由で主体認証を拒否されないこと。(誤否の防止)
 - (ウ) 正当な主体が容易に他者に主体認証情報を付与(発行、更新及び変更を含む。 以下この項において同じ。)及び貸与ができないこと。(代理の防止)
 - (エ) 主体認証情報が容易に複製できないこと。(複製の防止)
 - (オ)情報システムセキュリティ管理者の判断により、ログオンを個々に無効化できる手段があること。(無効化の確保)
 - (カ) 必要時に中断することなく主体認証が可能であること。(可用性の確保)
 - (キ) 新たな主体を追加するために、外部からの情報や装置の供給を必要とする場合には、それらの供給が情報システムの耐用期間の間、十分受けられること。 (継続性の確保)
 - (ク) 主体に付与した主体認証情報を使用することが不可能になった際に、正当な 主体に対して主体認証情報を安全に再発行できること。(再発行の確保)
- (h) 情報システムセキュリティ責任者は、生体情報による主体認証方式を用いる場合 には、当該生体情報を本人から事前に同意を得た目的以外の目的で使用しないこ と。また、当該生体情報について、本人のプライバシーを侵害しないように留意 すること。

- (i) 情報システムセキュリティ責任者は、主体認証を行う必要があると認めた情報システムにおいて、複数要素(複合)主体認証方式で主体認証を行う機能を設けること。
- (j) 情報システムセキュリティ責任者は、主体認証を行う必要があると認めた情報システムにおいて、ログオンした利用者に対して、前回のログオンに関する情報を通知する機能を設けること。
- (k) 情報システムセキュリティ責任者は、主体認証を行う必要があると認めた情報システムにおいて、不正にログオンしようとする行為を検知し、又は防止する機能を設けること。
- (I) 情報システムセキュリティ責任者は、主体認証を行う必要があると認めた情報システムにおいて、利用者が情報システムにログインする前に、当該情報システムの利用に関する通知メッセージを表示する機能を設けること。
- (m) 情報システムセキュリティ責任者は、主体認証を行う必要があると認めた情報システムにおいて、利用者に主体認証情報の定期的な変更を求める場合には、以前に設定した主体認証情報と同じものを再設定することを防止する機能を設けるこ

ے کے

(n) 情報システムセキュリティ責任者は、主体認証を行う必要があると認めた情報システムにおいて、管理者権限を持つ識別コードを共用する場合には、当該識別コードでログインする前に個別の識別コードによりログオンすることが必要となる機能を設けること。

(2) 識別コードの管理

【基本遵守事項】

- (a) 行政事務従事者は、主体認証の際に自己に付与された識別コード以外の識別コードを用いて、情報システムを利用しないこと。
- (b) 行政事務従事者は、自己に付与された識別コードを他者に主体認証に用いる目的 のために付与及び貸与しないこと。
- (c) 行政事務従事者は、自己に付与された識別コードを、それを知る必要のない者に 知られるような状態で放置しないこと。
- (d) 行政事務従事者は、行政事務のために識別コードを利用する必要がなくなった場合は、その旨を情報システムセキュリティ管理者に届け出ること。ただし、個別の届出が必要ないと、情報システムセキュリティ責任者が定めている場合は、この限りでない。

【強化遵守事項】

(e) 行政事務従事者は、管理者権限を持つ識別コードを付与された場合には、管理者 としての業務遂行時に限定して、当該識別コードを利用すること。

(3) 主体認証情報の管理

- (a) 行政事務従事者は、主体認証情報が他者に使用され、又はその危険が発生した場合には、直ちに情報システムセキュリティ責任者又は情報システムセキュリティ管理者にその旨を報告すること。
- (b) 情報システムセキュリティ責任者又は情報システムセキュリティ管理者は、主体 認証情報が他者に使用され、又はその危険が発生したことの報告を受けた場合に は、必要な措置を講ずること。
- (c) 行政事務従事者は、知識による主体認証情報を用いる場合には、以下の管理を徹底すること。
 - (ア) 自己の主体認証情報を他者に知られないように管理すること。
 - (イ) 自己の主体認証情報を他者に教えないこと。
 - (ウ) 主体認証情報を忘却しないように努めること。
 - (エ) 主体認証情報を設定するに際しては、容易に推測されないものにすること。
 - (オ) 情報システムセキュリティ管理者から主体認証情報を定期的に変更するよう に指示されている場合は、その指示に従って定期的に変更すること。
- (d) 行政事務従事者は、所有による主体認証を用いる場合には、以下の管理を徹底すること。

- (ア) 主体認証情報格納装置を本人が意図せずに使われることのないように安全措置を講じて管理すること。
- (イ) 主体認証情報格納装置を他者に付与及び貸与しないこと。
- (ウ) 主体認証情報格納装置を紛失しないように管理すること。紛失した場合には、 直ちに情報システムセキュリティ責任者又は情報システムセキュリティ管理 者にその旨を報告すること。
- (エ) 主体認証情報格納装置を利用する必要がなくなった場合には、これを情報システムセキュリティ責任者又は情報システムセキュリティ管理者に返還すること。

2.1.1.2 アクセス制御機能

遵守事項

(1) アクセス制御機能の導入

【基本遵守事項】

- (a) 情報システムセキュリティ責任者は、すべての情報システムについて、アクセス 制御を行う必要性の有無を検討すること。この場合、要保護情報を取り扱う情報 システムについては、アクセス制御を行う必要があると判断すること。
- (b) 情報システムセキュリティ責任者は、アクセス制御を行う必要があると認めた情報システムにおいて、アクセス制御を行う機能を設けること。

【強化遵守事項】

- (c) 情報システムセキュリティ責任者は、アクセス制御を行う必要があると認めた情報システムにおいて、利用者及び所属するグループの属性以外に基づくアクセス制御の機能を追加すること。
- (d) 情報システムセキュリティ責任者は、アクセス制御を行う必要があると認めた情報システムにおいて、強制アクセス制御機能を設けること。
- (2) 適正なアクセス制御

【基本遵守事項】

(a) 情報システムセキュリティ責任者は、行政事務従事者自らがアクセス制御を行う ことができない情報システムについて、当該情報システムに保存されることとな る情報の格付け及び取扱制限に従って、アクセス制御を行うこと。

2.1.1.3 権限管理機能

遵守事項

(1) 権限管理機能の導入 【基本遵守事項】

- (a) 情報システムセキュリティ責任者は、すべての情報システムについて、権限管理 を行う必要性の有無を検討すること。この場合、要保護情報を取り扱う情報シス テムについては、権限管理を行う必要があると判断すること。
- (b) 情報システムセキュリティ責任者は、権限管理を行う必要があると認めた情報システムにおいて、権限管理を行う機能を設けること。

【強化遵守事項】

- (c) 情報システムセキュリティ責任者は、権限管理を行う必要があると認めた情報システムにおいて、最少特権機能を設けること。
- (d) 情報システムセキュリティ責任者は、権限管理を行う必要があると認めた情報システムにおいて、主体認証情報の再発行を自動で行う機能を設けること。
- (e) 情報システムセキュリティ責任者は、権限管理を行う必要があると認めた情報システムにおいて、デュアルロック機能を設けること。

(2) 識別コードと主体認証情報の付与管理

- (a) 情報システムセキュリティ責任者は、権限管理を行う必要があると認めた情報システムにおいて、共用識別コードの利用許可については、情報システムごとにその必要性を判断すること。
- (b) 情報システムセキュリティ責任者は、権限管理を行う必要があると認めた情報システムにおいて、権限管理について、以下の事項を含む手続を定めること。
 - (ア) 主体からの申請に基づいて権限管理を行う場合には、その申請者が正当な主 体であることを確認するための手続
 - (イ) 主体認証情報の初期配布方法及び変更管理手続
 - (ウ) アクセス制御情報の設定方法及び変更管理手続
- (c) 情報システムセキュリティ責任者は、権限管理を行う必要があると認めた情報システムにおいて、権限管理を行う者を定めること。
- (d) 権限管理を行う者は、情報システムを利用する許可を得た主体に対してのみ、識別コード及び主体認証情報を発行すること。
- (e) 権限管理を行う者は、識別コードを発行する際に、それが共用識別コードか、共 用ではない識別コードかの区別を利用者に通知すること。
- (f) 権限管理を行う者は、管理者権限を持つ識別コードを、業務又は業務上の責務に 即した場合に限定して付与(発行、更新及び変更を含む。以下この項において同 じ。) すること。
- (g) 権限管理を行う者は、行政事務従事者が情報システムを利用する必要がなくなった場合には、当該行政事務従事者の識別コードを無効にすること。また、人事異動等により、識別コードを追加し、又は削除する時に、不要な識別コードの有無を点検すること。
- (h) 権限管理を行う者は、行政事務従事者が情報システムを利用する必要がなくなった場合には、当該行政事務従事者に交付した主体認証情報格納装置を返還させること。

(i) 権限管理を行う者は、業務上の責務と必要性を勘案し、必要最小限の範囲に限って許可を与えるようにアクセス制御の設定をすること。また、人事異動等により、 識別コードを追加し、又は削除する時に、不適切なアクセス制御設定の有無を点 検すること。

【強化遵守事項】

- (j) 権限管理を行う者は、単一の情報システムにおいては、1人の行政事務従事者に 対して単一の識別コードのみを付与すること。
- (k) 権限管理を行う者は、識別コードをどの主体に付与したかについて記録すること。 当該記録を消去する場合には、情報セキュリティ責任者からの事前の承認を得る こと。
- (I) 権限管理を行う者は、ある主体に付与した識別コードをその後別の主体に対して 付与しないこと。
- (3) 識別コードと主体認証情報における代替手段等の適用

【基本遵守事項】

- (a) 情報システムセキュリティ管理者は、権限管理を行う必要があると認めた情報システムにおいて、付与した識別コードが使用できなくなった行政事務従事者から、代替手段の使用に関する許可申請を受けた場合には、その申請者が正当な利用者であることを確認した上で、その必要性の有無を検討し、必要があると認めたときは、代替手段を提供すること。
- (b) 情報システムセキュリティ責任者及び情報システムセキュリティ管理者は、権限 管理を行う必要があると認めた情報システムにおいて、識別コードの不正使用の 報告を受けた場合には、直ちに当該識別コードによる使用を停止させること。

2.1.1.4 証跡管理機能

遵守事項

(1) 証跡管理機能の導入

- (a) 情報システムセキュリティ責任者は、すべての情報システムについて、証跡管理 を行う必要性の有無を検討すること。
- (b) 情報システムセキュリティ責任者は、証跡を取得する必要があると認めた情報システムには、証跡管理のために証跡を取得する機能を設けること。
- (c) 情報システムセキュリティ責任者は、証跡を取得する必要があると認めた情報システムにおいては、証跡として取得する情報項目及び証跡の保存期間を定めること。
- (d) 情報システムセキュリティ責任者は、証跡を取得する必要があると認めた情報システムにおいては、証跡が取得できなくなった場合及び取得できなくなるおそれがある場合の対処方法を定め、必要に応じ、これらの場合に対処するための機能

を情報システムに設けること。

(e) 情報システムセキュリティ責任者は、証跡を取得する必要があると認めた情報システムにおいては、取得した証跡に対して不当な消去、改ざん及びアクセスがなされないように、取得した証跡についてアクセス制御を行うこと。

【強化遵守事項】

- (f) 情報システムセキュリティ責任者は、証跡を取得する必要があると認めた情報システムにおいては、証跡の点検、分析及び報告を支援するための自動化機能を情報システムに設けること。
- (g) 情報システムセキュリティ責任者は、取得した証跡の内容により、情報セキュリティの侵害の可能性を示す事象を検知した場合に、監視する者等にその旨を即時に通知する機能を情報システムに設けること。

(2) 証跡の取得と保存

【基本遵守事項】

- (a) 情報システムセキュリティ管理者は、証跡を取得する必要があると認めた情報システムにおいては、情報システムセキュリティ責任者が情報システムに設けた機能を利用して、証跡を記録すること。
- (b) 情報システムセキュリティ管理者は、証跡を取得する必要があると認めた情報システムにおいては、取得した証跡の保存期間が満了する日まで当該証跡を保存し、保存期間を延長する必要性がない場合は、速やかにこれを消去すること。
- (c) 情報システムセキュリティ管理者は、証跡を取得する必要があると認めた情報システムにおいては、証跡が取得できない場合又は取得できなくなるおそれがある場合は、定められた対処方法に基づいて対処すること。

(3) 取得した証跡の点検、分析及び報告

【強化遵守事項】

- (a) 情報システムセキュリティ責任者は、証跡を取得する必要があると認めた情報システムにおいては、取得した証跡を定期的に又は適宜点検及び分析し、その結果に応じて必要な情報セキュリティ対策を講じ、又は情報セキュリティ責任者に報告すること。
- (4) 証跡管理に関する利用者への周知

【基本遵守事項】

(a) 情報システムセキュリティ責任者は、証跡を取得する必要があると認めた情報システムにおいては、情報システムセキュリティ管理者及び利用者等に対して、証 跡の取得、保存、点検及び分析を行う可能性があることをあらかじめ説明すること。

2.1.1.5 保証のための機能

遵守事項

(1) 保証のための機能の導入

【基本遵守事項】

- (a) 情報システムセキュリティ責任者は、要保護情報を取り扱う情報システムについて、保証のための対策を行う必要性の有無を検討すること。
- (b) 情報システムセキュリティ責任者は、保証のための対策を行う必要があると認め た情報システムにおいて、保証のための機能を設けること。

2.1.1.6 暗号と電子署名(鍵管理を含む)

遵守事項

(1) 暗号化機能及び電子署名機能の導入

【基本遵守事項】

- (a) 情報システムセキュリティ責任者は、要機密情報(書面を除く。以下この項において同じ。) を取り扱う情報システムについて、暗号化を行う機能を付加する必要性の有無を検討すること。
- (b) 情報システムセキュリティ責任者は、暗号化を行う必要があると認めた情報システムには、暗号化を行う機能を設けること。
- (c) 情報システムセキュリティ責任者は、要保全情報を取り扱う情報システムについて、電子署名の付与及び検証を行う機能を付加する必要性の有無を検討すること。
- (d) 情報システムセキュリティ責任者は、電子署名の付与又は検証を行う必要がある と認めた情報システムには、電子署名の付与又は検証を行う機能を設けること。

- (e) 情報システムセキュリティ責任者は、暗号化又は電子署名の付与又は検証を行う 必要があると認めた情報システムにおいて、暗号モジュールを、交換ができるよ うにコンポーネント化して構成すること。
- (f) 情報システムセキュリティ責任者は、暗号化又は電子署名の付与又は検証を行う 必要があると認めた情報システムにおいて、複数のアルゴリズムを選択可能とす ること。
- (g) 情報システムセキュリティ責任者は、暗号化又は電子署名の付与又は検証を行う 必要があると認めた情報システムにおいて、選択したアルゴリズムがソフトウェ ア及びハードウェアへ適切に実装され、暗号化された情報の復号又は電子署名の 付与に用いる鍵及び主体認証情報等が安全に保護された製品を使用するため、暗 号モジュール試験及び認証制度に基づく認証を取得している製品を選択すること。
- (h) 情報システムセキュリティ責任者は、暗号化又は電子署名の付与を行う必要があると認めた情報システムにおいて、暗号化された情報の復号又は電子署名の付与に用いる鍵を、第三者による物理的な攻撃から保護するために、耐タンパー性を

有する暗号モジュールへ格納すること。

(2) 暗号化及び電子署名に係る管理

【基本遵守事項】

(a) 情報システムセキュリティ責任者は、電子署名の付与を行う必要があると認めた情報システムにおいて、電子署名の正当性を検証するための情報又は手段を署名検証者へ提供すること。

【強化遵守事項】

(b) 情報システムセキュリティ責任者は、暗号化又は電子署名の付与又は検証を行う 必要があると認めた場合、当該情報システムにおいて選択されたアルゴリズムの 危殆化に関する情報を適宜入手すること。

2.1.2 情報セキュリティについての脅威

2.1.2.1 セキュリティホール対策

遵守事項

(1) 情報システムの構築時

【基本遵守事項】

(a) 情報システムセキュリティ責任者は、電子計算機及び通信回線装置(公開されたセキュリティホールの情報がない電子計算機及び通信回線装置を除く。以下この項において同じ。)の設置又は運用開始時に、当該機器上で利用するソフトウェアに関連する公開されたセキュリティホールの対策を実施すること。

【強化遵守事項】

- (b) 情報システムセキュリティ責任者は、要安定情報を取り扱う情報システムについては、セキュリティホール対策中にサービス提供が中断しないように、電子計算機及び通信回線装置を冗長構成にすること。
- (c) 情報システムセキュリティ責任者は、公開されたセキュリティホールの情報がない段階においても電子計算機及び通信回線装置上で採り得る対策を実施すること。

(2) 情報システムの運用時

- (a) 情報システムセキュリティ管理者は、管理対象となる電子計算機及び通信回線装置上で利用しているソフトウェアに関して、公開されたセキュリティホールに関連する情報を適宜入手すること。
- (b) 情報システムセキュリティ責任者は、管理対象となる電子計算機及び通信回線装置上で利用しているソフトウェアに関して、セキュリティホールに関連する情報を入手した場合には、当該セキュリティホールが情報システムにもたらすリスクを分析した上で、以下の事項について判断し、セキュリティホール対策計画を策定すること。
 - (ア)対策の必要性
 - (イ)対策方法
 - (ウ) 対策方法が存在しない場合の一時的な回避方法
 - (エ)対策方法又は回避方法が情報システムに与える影響
 - (オ)対策の実施予定
 - (カ)対策試験の必要性
 - (キ)対策試験の方法
 - (ク) 対策試験の実施予定
- (c) 情報システムセキュリティ管理者は、セキュリティホール対策計画に基づきセキュリティホール対策を講ずること。
- (d) 情報システムセキュリティ管理者は、セキュリティホール対策の実施について、 実施日、実施内容及び実施者を含む事項を記録すること。

- (e) 情報システムセキュリティ管理者は、信頼できる方法でパッチ又はバージョンアップソフトウェア等のセキュリティホールを解決するために利用されるファイル (以下、「対策用ファイル」という。)を入手すること。また、当該対策用ファイルの完全性検証方法が用意されている場合は、検証を行うこと。
- (f) 情報システムセキュリティ管理者は、定期的にセキュリティホール対策及びソフトウェア構成の状況を確認、分析し、不適切な状態にある電子計算機及び通信回線装置が確認された場合の対処を行うこと。
- (g) 情報システムセキュリティ責任者は、入手したセキュリティホールに関連する情報及び対策方法に関して、必要に応じ、他の情報システムセキュリティ責任者と 共有すること。

2.1.2.2 不正プログラム対策

遵守事項

(1) 情報システムの構築時

【基本遵守事項】

- (a) 情報システムセキュリティ責任者は、電子計算機(当該電子計算機で動作可能なアンチウイルスソフトウェア等が存在しない場合を除く。以下この項において同じ。) にアンチウイルスソフトウェア等を導入すること。
- (b) 情報システムセキュリティ責任者は、想定される不正プログラムの感染経路のすべてにおいてアンチウイルスソフトウェア等により不正プログラム対策を実施すること。

【強化遵守事項】

- (c) 情報システムセキュリティ責任者は、想定される不正プログラムの感染経路において、複数の種類のアンチウイルスソフトウェア等を組み合わせ、導入すること。
- (d) 情報システムセキュリティ責任者は、不正プログラムが通信により拡散すること を防止するための対策を実施すること。

(2) 情報システムの運用時

- (a) 情報システムセキュリティ管理者は、不正プログラムに関する情報の収集に努め、 当該情報について対処の要否を決定し、特段の対処が必要な場合には、行政事務 従事者にその対処の実施に関する指示を行うこと。
- (b) 情報システムセキュリティ責任者は、不正プログラム対策の状況を適宜把握し、 その見直しを行うこと。

2.1.2.3 サービス不能攻撃対策

遵守事項

(1) 情報システムの構築時

【基本遵守事項】

(a) 情報システムセキュリティ責任者は、要安定情報を取り扱う情報システム(インターネットからアクセスを受ける電子計算機、通信回線装置又は通信回線を有する情報システムに限る。以下この項において同じ。)については、サービス提供に必要な電子計算機及び通信回線装置が装備している機能をサービス不能攻撃対策に活用すること。

【強化遵守事項】

- (b) 情報システムセキュリティ責任者は、情報システムがサービス不能攻撃を受けた 場合に影響が最小となるように情報システムを構築すること。
- (c) 情報システムセキュリティ責任者は、要安定情報を取り扱う情報システムについては、サービス不能攻撃を受ける電子計算機、通信回線装置又は通信回線から監視対象を特定し、監視方法及び監視記録の保存期間を定めること。
- (d) 情報システムセキュリティ責任者は、要安定情報を取り扱う情報システムについては、電子計算機、通信回線装置又は通信回線に対するサービス不能攻撃の影響を排除し、又は低減する対策装置を導入すること。
- (e) 情報システムセキュリティ責任者は、要安定情報を取り扱う情報システムについては、サービス不能攻撃を受けた場合に攻撃への対処を効果的に実施できる手段を確保しておくこと。
- (f) 情報システムセキュリティ責任者は、要安定情報を取り扱う情報システムについては、サービス提供に必要な電子計算機、通信回線装置又は通信回線を冗長構成にすること。
- (g) 情報システムセキュリティ責任者は、要安定情報を取り扱う情報システムについては、電子計算機や通信回線装置における対策だけでは大量のアクセスによるサービス不能攻撃を回避できないことを勘案し、インターネットに接続している通信回線を提供している事業者とサービス不能攻撃発生時の対処手順や連絡体制を整備すること。

(2) 情報システムの運用時

【強化遵守事項】

(a) 情報システムセキュリティ管理者は、要安定情報を取り扱う情報システムについては、監視方法に従って電子計算機、通信回線装置及び通信回線を監視し、その記録を保存すること。

2.1.2.4 踏み台対策

遵守事項

(1) 情報システムの構築時

【基本遵守事項】

- (a) 情報システムセキュリティ責任者は、情報システム(インターネット等の府省庁外の通信回線に接続される電子計算機、通信回線装置又は通信回線を有する情報システムに限る。以下この項において同じ。)が踏み台として使われることを防止するための措置を講ずること。
- (b) 情報システムセキュリティ責任者は、情報システムを踏み台として使われた場合 の影響が最小となるように情報システムを構築すること。

【強化遵守事項】

- (c) 情報システムセキュリティ責任者は、情報システムが踏み台になっているか否か を監視するための監視方法及び監視記録の保存期間を定めること。
- (2) 情報システムの運用時

【強化遵守事項】

(a) 情報システムセキュリティ管理者は、定められた監視方法に従って情報システム を監視し、その記録を保存すること。

第2.2部 情報システムの構成要素についての対策

2.2.1 施設と環境

2.2.1.1 電子計算機及び通信回線装置を設置する安全区域

遵守事項

(1) 立入り及び退出の管理

【基本遵守事項】

- (a) 情報システムセキュリティ責任者は、安全区域に不審者を立ち入らせない措置を 講ずること。
- (b) 情報システムセキュリティ責任者は、要保護情報を取り扱う情報システムについては、安全区域を物理的に隔離し、立入り及び退出を管理するための措置を講ずること。

【強化遵守事項】

- (c) 情報システムセキュリティ責任者は、安全区域へ立ち入る者が立入りを許可された者であるかの確認を行うための措置を講ずること。
- (d) 情報システムセキュリティ責任者は、安全区域から退出する者が立入りを許可された者であるかの確認を行うための措置を講ずること。
- (e) 情報システムセキュリティ責任者は、立入りを許可された者が、立入りを許可されていない者を安全区域へ立ち入らせ、及び安全区域から退出させない措置を講ずること。
- (f) 情報システムセキュリティ責任者は、安全区域へ継続的に立ち入る者を許可する 手続を整備すること。また、その者の氏名、所属、立入許可日、立入期間及び許 可事由を含む事項を記載するための文書を整備すること。
- (g) 情報システムセキュリティ責任者は、安全区域へ立入りを許可された者に変更がある場合には、当該変更の内容を前事項の文書へ反映させること。また、当該変更の記録を保存すること。
- (h) 情報システムセキュリティ責任者は、安全区域へのすべての者の立入り及び当該 区域からの退出を記録し及び監視するための措置を講ずること。

(2) 訪問者及び受渡業者の管理

- (a) 情報システムセキュリティ責任者は、安全区域への訪問者がある場合には、訪問者の氏名、所属及び訪問目的並びに訪問相手の氏名及び所属を確認するための措置を講ずること。
- (b) 情報システムセキュリティ責任者は、安全区域への訪問者がある場合には、訪問者の氏名、所属及び訪問目的、訪問相手の氏名及び所属、訪問日並びに立入り及び退出の時刻を記録するための措置を講ずること。

- (c) 情報システムセキュリティ責任者は、安全区域への訪問者がある場合には、訪問相手の行政事務従事者が訪問者の安全区域への立入りについて審査するための手続を整備すること。
- (d) 情報システムセキュリティ責任者は、訪問者の立ち入る区域を制限するための措置を講ずること。
- (e) 情報システムセキュリティ責任者は、安全区域内において訪問相手の行政事務従 事者が訪問者に付き添うための措置を講ずること。
- (f) 情報システムセキュリティ責任者は、訪問者と継続的に立入りを許可された者と を外見上判断できる措置を講ずること。
- (g) 情報システムセキュリティ責任者は、受渡業者と物品の受渡しを行う場合には、 以下に挙げるいずれかの措置を講ずること。
 - (ア) 安全区域外で受渡しを行うこと。
 - (イ)業者が安全区域へ立ち入る場合は、当該業者が安全区域内の電子計算機、通信回線装置、記録媒体に触れることができない場所に限定し、行政事務従事者が立ち会うこと。
- (3) 電子計算機及び通信回線装置のセキュリティ確保

【基本遵守事項】

(a) 情報システムセキュリティ責任者は、要保護情報を取り扱う情報システムについては、設置及び利用場所が確定している電子計算機の盗難及び当該場所からの不正な持出しを防止するための措置を講ずること。

- (b) 情報システムセキュリティ責任者は、要保護情報を取り扱う情報システムについては、電子計算機及び通信回線装置を他の情報システムから物理的に隔離し、安全区域を共用しないこと。
- (c) 情報システムセキュリティ責任者は、要保護情報を取り扱う情報システムについては、設置及び利用場所が確定している通信回線装置の盗難及び当該場所からの不正な持出しを防止するための措置を講ずること。
- (d) 情報システムセキュリティ責任者は、行政事務従事者が離席時に電子計算機及び 通信回線装置を不正操作から保護するための措置を講ずること。
- (e) 情報システムセキュリティ責任者は、要機密情報を取り扱う情報システムについては、電子計算機及び通信回線装置の表示用デバイスを盗み見から保護するための措置を講ずること。
- (f) 情報システムセキュリティ責任者は、要保護情報を取り扱う情報システムについては、情報システムで利用する電源ケーブル及び通信ケーブルを含む配線を、損傷及び盗聴を含む脅威から保護するための措置を講ずること。
- (g) 情報システムセキュリティ責任者は、要機密情報を取り扱う情報システムについては、電磁波による情報漏えい対策の措置を講ずること。

(4) 安全区域内のセキュリティ管理

【基本遵守事項】

(a) 行政事務従事者は、安全区域内において、身分証明書を他の職員から常時視認することが可能な状態にすること。

【強化遵守事項】

- (b) 行政事務従事者は、情報システムセキュリティ責任者の許可を得た上で、要保護情報を取り扱う情報システムに関連する物品の安全区域への持込み及び安全区域からの持出しを行うこと。
- (c) 情報システムセキュリティ責任者は、要保護情報を取り扱う情報システムに関連 する物品の安全区域への持込み及び安全区域からの持出しに係る記録を取得する こと。
- (d) 情報システムセキュリティ責任者は、要機密情報を取り扱う情報システムについては、情報システムに関連しない電子計算機、通信回線装置、電磁的記録媒体及び記録装置(音声、映像及び画像を記録するものを含む。)の安全区域への持込みについて制限すること。
- (e) 情報システムセキュリティ責任者は、安全区域内での作業を監視するための措置 を講ずること。

(5) 災害及び障害への対策

- (a) 情報システムセキュリティ責任者は、要安定情報を取り扱う情報システムについては、自然災害及び人為的災害から電子計算機及び通信回線装置を保護するための物理的な対策を講ずること。
- (b) 情報システムセキュリティ責任者は、要安定情報を取り扱う情報システムについては、安全区域内において災害又は障害が発生している場合には、作業する者の安全性を確保した上で必要な場合に電子計算機及び通信回線装置の電源を遮断できる措置を講ずること。

2.2.2 電子計算機

2.2.2.1 電子計算機共通対策

遵守事項

(1) 電子計算機の設置時

【基本遵守事項】

- (a) 情報システムセキュリティ責任者は、要安定情報を取り扱う電子計算機については、当該電子計算機に求められるシステム性能を将来の見通しを含め検討し、確保すること。
- (b) 情報システムセキュリティ責任者は、要保護情報を取り扱う情報システムについては、電子計算機を安全区域に設置すること。ただし、モバイルPCについて情報セキュリティ責任者の承認を得た場合は、この限りでない。

【強化遵守事項】

(c) 情報システムセキュリティ責任者は、要安定情報を取り扱う情報システムについては、サービス提供に必要な電子計算機を冗長構成にすること。

(2) 電子計算機の運用時

【基本遵守事項】

(a) 行政事務従事者は、行政事務の遂行以外の目的で電子計算機を利用しないこと。

【強化遵守事項】

- (b) 情報システムセキュリティ責任者は、所管する範囲の電子計算機で利用されているすべてのソフトウェアの状態を定期的に調査し、不適切な状態にある電子計算機を検出した場合には、当該不適切な状態の改善を図ること。
- (3) 電子計算機の運用終了時

【基本遵守事項】

(a) 情報システムセキュリティ責任者は、電子計算機の運用を終了する場合に、電子 計算機の電磁的記録媒体のすべての情報を抹消すること。

2.2.2.2 端末

遵守事項

(1) 端末の設置時

- (a) 情報システムセキュリティ責任者は、端末で利用可能なソフトウェアを定めること。ただし、利用可能なソフトウェアを列挙することが困難な場合には、利用不可能なソフトウェアを列挙し、又は両者を併用することができる。
- (b) 情報システムセキュリティ責任者は、要保護情報を取り扱うモバイルPCについて

- は、府省庁外で使われる際にも、府省庁内で利用される端末と同等の保護手段が 有効に機能するように構成すること。
- (c) 行政事務従事者は、モバイルPCを利用する必要がある場合には、情報システムセキュリティ責任者の承認を得ること。
- (d) 情報システムセキュリティ責任者は、要機密情報を取り扱うモバイルPCについては、電磁的記録媒体に保存される情報の暗号化を行う機能を設けること。
- (e) 情報システムセキュリティ責任者は、要保護情報を取り扱うモバイルPCについては、盗難を防止するための措置を定めること。

【強化遵守事項】

(f) 情報システムセキュリティ責任者は、行政事務従事者が情報を保存できない端末 を用いて情報システムを構築すること。

(2) 端末の運用時

【基本遵守事項】

- (a) 行政事務従事者は、端末で利用可能と定められたソフトウェアを除いて、ソフトウェアを利用しないこと。
- (b) 行政事務従事者は、要保護情報を取り扱うモバイルPCを利用する場合には、盗難防止措置を行うこと。
- (c) 行政事務従事者は、要機密情報を取り扱うモバイルPCについては、モバイルPCを 府省庁外に持ち出す場合に、当該モバイルPCで利用する電磁的記録媒体に保存さ れている要機密情報の暗号化を行う必要性の有無を検討し、必要があると認めた ときは、情報を暗号化すること。
- (d) 行政事務従事者は、情報システムセキュリティ責任者が接続許可を与えた通信回 線以外に端末を接続しないこと。

【強化遵守事項】

(e) 情報システムセキュリティ管理者は、情報システムにおいて基準となる時刻に、 端末の時刻を同期すること。

2.2.2.3 サーバ装置

遵守事項

(1) サーバ装置の設置時

- (a) 情報システムセキュリティ責任者は、通信回線を経由してサーバ装置の保守作業を行う場合は、暗号化を行う必要性の有無を検討し、必要があると認めたときは、 送受信される情報を暗号化するための機能を設けること。
- (b) 情報システムセキュリティ責任者は、サービスの提供及びサーバ装置の運用管理 に利用するソフトウェアを定めること。
- (c) 情報システムセキュリティ責任者は、利用が定められたソフトウェアに該当しな

いサーバアプリケーションが稼動している場合には、当該サーバアプリケーションを停止すること。また、利用が定められたソフトウェアに該当するサーバアプリケーションであっても、利用しない機能を無効化して稼動すること。

【強化遵守事項】

- (d) 情報システムセキュリティ責任者は、利用が定められたソフトウェアに該当しないソフトウェアをサーバ装置から削除すること。
- (e) 情報システムセキュリティ管理者は、要安定情報を取り扱うサーバ装置の内、サービス提供に必要なサーバ装置については、負荷を複数のサーバ装置に分散又はサーバ装置を冗長構成とすること。

(2) サーバ装置の運用時

【基本遵守事項】

- (a) 情報システムセキュリティ責任者は、定期的にサーバ装置の構成の変更を確認すること。また、当該変更によって生ずるサーバ装置のセキュリティへの影響を特定し、対処すること。
- (b) 情報システムセキュリティ管理者は、要安定情報を取り扱うサーバ装置については、サーバ装置の運用状態を復元するために必要な措置を講ずること。
- (c) 情報システムセキュリティ管理者は、サーバ装置の運用管理について、作業日、 作業を行ったサーバ装置、作業内容及び作業者を含む事項を記録すること。
- (d) 情報システムセキュリティ管理者は、情報システムにおいて基準となる時刻に、 サーバ装置の時刻を同期すること。

- (e) 情報システムセキュリティ管理者は、サーバ装置のセキュリティ状態を監視し、 不正行為及び不正利用を含む事象の発生を検知すること。
- (f) 情報システムセキュリティ管理者は、要安定情報を取り扱うサーバ装置について、 当該サーバ装置のシステム状態を監視し、当該サーバ装置に関する障害等の発生 を検知すること。

2.2.3 アプリケーションソフトウェア

2.2.3.1 電子メール

遵守事項

(1) 電子メールの導入時

【基本遵守事項】

- (a) 情報システムセキュリティ責任者は、電子メールサーバが電子メールの不正な中継を行わないように設定すること。
- (b) 情報システムセキュリティ責任者は、電子メールクライアントから電子メールサーバへの電子メールの受信時及び送信時に行政事務従事者の主体認証を行う機能を備えること。

(2) 電子メールの運用時

【基本遵守事項】

- (a) 行政事務従事者は、業務遂行に係る情報を含む電子メールを送受信する場合には、 各府省庁が運営し、又は外部委託した電子メールサーバにより提供される電子メ ールサービスを利用すること。ただし、府省庁支給以外の情報システムによる情 報処理について許可を得ている者については、この限りでない。
- (b) 行政事務従事者は、受信した電子メールにより、スクリプトが電子計算機で実行されないように電子メールの内容を表示させること。

2.2.3.2 ウェブ

遵守事項

(1) ウェブの導入時

【基本遵守事項】

- (a) 情報システムセキュリティ責任者は、ウェブサーバを用いて提供するサービスが 利用者からの文字列等の入力を受ける場合には、特殊文字の無害化を実施するこ と。
- (b) 情報システムセキュリティ責任者は、ウェブサーバからウェブクライアントに攻撃の糸口になり得る情報を送信しないように情報システムを構築すること。
- (c) 情報システムセキュリティ責任者は、要機密情報を取り扱う情報システムについては、ウェブサーバを用いて提供するサービスにおいて、通信の盗聴から保護すべき情報を特定し、暗号化を行う必要性の有無を検討し、必要があると認めたときは、情報を暗号化する機能を設けること。

【強化遵守事項】

(d) 情報システムセキュリティ責任者は、要機密情報を取り扱う情報システムについては、ウェブサーバに保存する情報を特定し、当該サーバに要機密情報が含まれ

ないことを確認すること。

(e) 情報システムセキュリティ責任者は、ウェブサーバの正当性を保証するために電子証明書を利用すること。

(2) ウェブの運用時

【基本遵守事項】

- (a) 行政事務従事者は、情報セキュリティの確保がなされるよう適切にウェブクライアントのセキュリティ設定をすること。
- (b) 行政事務従事者は、ウェブクライアントが動作する電子計算機にソフトウェアを ダウンロードする場合には、電子署名により当該ソフトウェアの配布元を確認す ること。
- (c) 行政事務従事者は、閲覧しているウェブサイトに表示されるフォームに要機密情報を入力して送信する場合には、以下の事項を確認すること。
 - (ア)送信内容が暗号化されること。
 - (イ) 当該ウェブサイトが送信先として想定している組織のものであること。

【強化遵守事項】

(d) 情報システムセキュリティ責任者は、行政事務従事者が閲覧することが可能な府 省庁外のホームページを制限し、定期的にその見直しを行うこと。

2.2.3.3 ドメインネームシステム(DNS)

遵守事項

(1) DNSの導入時

【基本遵守事項】

- (a) 情報システムセキュリティ責任者は、要安定情報を取り扱う情報システムの名前解決を提供するDNSのコンテンツサーバにおいて、名前解決を停止させないための措置を講ずること。
- (b) 情報システムセキュリティ責任者は、DNSのコンテンツサーバにおいて管理する ドメインに関する情報を運用管理するための手続を定めること。
- (c) 情報システムセキュリティ責任者は、DNSのキャッシュサーバにおいて、府省庁 外からの名前解決の要求には応じず、府省庁内からの名前解決の要求のみに回答 を行うための措置を講ずること。
- (d) 情報システムセキュリティ責任者は、DNSのコンテンツサーバにおいて、府省庁 内のみで使用する名前の解決を提供する場合、当該情報が外部に漏えいしないた めの措置を講ずること。

【強化遵守事項】

(e) 情報システムセキュリティ責任者は、重要な情報システムの名前解決を提供する DNSのコンテンツサーバにおいて、管理するドメインに関する情報に電子署名を 付与すること。

(2) DNSの運用時

- (a) 情報システムセキュリティ管理者は、DNSのコンテンツサーバを複数台設置する場合は、管理するドメインに関する情報についてサーバ間で整合性を維持すること。
- (b) 情報システムセキュリティ管理者は、DNSのコンテンツサーバにおいて管理するドメインに関する情報を運用管理するための手続に基づいて、当該情報が正確であることを適宜確認すること。

2.2.4 通信回線

2.2.4.1 通信回線共通対策

遵守事項

(1) 通信回線の構築時

【基本遵守事項】

- (a) 情報システムセキュリティ責任者は、通信回線構築によるリスクを検討し、通信 回線を構築すること。
- (b) 情報システムセキュリティ責任者は、要安定情報を取り扱う情報システムについては、通信回線及び通信回線装置に求められる通信性能を発揮できる能力を、将来の見通しを含め検討し、確保すること。
- (c) 情報システムセキュリティ責任者は、通信回線装置が動作するために必要なソフトウェアを定めること。ただし、ソフトウェアを変更することが困難な通信回線装置の場合は、この限りでない。
- (d) 情報システムセキュリティ責任者は、通信回線に接続される電子計算機をグループ化し、それぞれ通信回線上で分離すること。
- (e) 情報システムセキュリティ責任者は、グループ化された電子計算機間での通信要件を検討し、当該通信要件に従って通信回線装置を利用しアクセス制御及び経路制御を行うこと。
- (f) 情報システムセキュリティ責任者は、要機密情報を取り扱う情報システムについては、通信回線を用いて送受信される要機密情報の暗号化を行う必要性の有無を検討し、必要があると認めたときは、情報を暗号化するための機能を設けること。
- (g) 情報システムセキュリティ責任者は、要保護情報を取り扱う情報システムについては、通信回線に利用する物理的な回線のセキュリティを検討し、適切な回線を 選択すること。
- (h) 情報システムセキュリティ責任者は、遠隔地から通信回線装置に対して、保守又は診断のために利用するサービスによる接続についてセキュリティを確保すること。
- (i) 情報システムセキュリティ責任者は、通信回線装置を安全区域に設置すること。
- (j) 情報システムセキュリティ責任者は、電気通信事業者の専用線サービスを利用する場合には、セキュリティレベル及びサービスレベルを含む事項に関して契約時に取り決めておくこと。

- (k) 情報システムセキュリティ責任者は、通信を行う電子計算機の主体認証を行うこと。
- (1) 情報システムセキュリティ責任者は、要安定情報を取り扱う情報システムについては、サービス提供に必要な通信回線又は通信回線装置を冗長構成にすること。

(2) 通信回線の運用時

【基本遵守事項】

- (a) 情報システムセキュリティ管理者は、通信回線装置のソフトウェアを変更する場合には、情報システムセキュリティ責任者の許可を得ること。
- (b) 情報システムセキュリティ管理者は、通信回線及び通信回線装置の運用管理について、作業日、作業を行った通信回線及び通信回線装置並びに作業内容及び作業者を含む事項を記録すること。
- (c) 情報システムセキュリティ責任者は、情報システムのセキュリティの確保が困難な事由が発生した場合には、他の情報システムと共有している通信回線から独立した閉鎖的な通信回線に構成を変更すること。
- (d) 行政事務従事者は、情報システムセキュリティ責任者の許可を受けていない電子 計算機及び通信回線装置を通信回線に接続しないこと。
- (e) 情報システムセキュリティ管理者は、情報システムにおいて基準となる時刻に、 通信回線装置の時刻を同期すること。

【強化遵守事項】

(f) 情報システムセキュリティ責任者は、所管する範囲の通信回線装置が動作するために必要なすべてのソフトウェアの状態を定期的に調査し、不適切な状態にある通信回線装置を検出した場合には、当該不適切な状態の改善を図ること。ただし、ソフトウェアを変更することが困難な通信回線装置の場合は、この限りでない。

(3) 通信回線の運用終了時

【基本遵守事項】

(a) 情報システムセキュリティ責任者は、通信回線装置の利用を終了する場合には、 通信回線装置の電磁的記録媒体のすべての情報を抹消すること。

2.2.4.2 府省庁内通信回線の管理

遵守事項

(1) 府省庁内通信回線の構築時

【強化遵守事項】

(a) 情報システムセキュリティ責任者は、通信回線装置に物理的に接続した電子計算機を、通信回線に論理的に接続する前に、当該電子計算機が通信回線に接続することを許可されたものであることを確認するための措置を講ずること。

(2) 府省庁内通信回線の運用時

- (a) 情報システムセキュリティ責任者は、通信要件の変更の際及び定期的に、アクセス制御の設定の見直しを行うこと。
- (b) 情報システムセキュリティ管理者は、要安定情報を取り扱う情報システムについ

- ては、日常的に、通信回線の利用状況及び状態を確認、分析し、通信回線の性能 低下及び異常を推測し、又は検知すること。
- (c) 情報システムセキュリティ管理者は、府省庁内通信回線上を送受信される通信内容を監視すること。

(3) 回線の対策

- (a) 情報システムセキュリティ責任者は、VPN環境を構築する場合には、以下に挙げる事項を含む措置の必要性の有無を検討し、必要と認めたときは措置を講ずること。
 - (ア) 利用開始及び利用停止時の申請手続の整備
 - (イ) 通信内容の暗号化
 - (ウ) 通信を行う電子計算機の識別又は利用者の主体認証
 - (エ) 主体認証記録の取得及び管理
 - (オ) VPN経由でアクセスすることが可能な通信回線の範囲の制限
 - (カ) VPN接続方法の機密性の確保
 - (キ) VPNを利用する電子計算機の管理
- (b) 情報システムセキュリティ責任者は、無線LAN環境を構築する場合には、以下に 挙げる事項を含む措置の必要性の有無を検討し、必要と認めたときは措置を講ず ること。この場合、要機密情報を取り扱う無線LAN環境については、通信内容の 暗号化を行う必要性があると判断すること。
 - (ア) 利用開始及び利用停止時の申請手続の整備
 - (イ) 通信内容の暗号化
 - (ウ) 通信を行う電子計算機の識別又は利用者の主体認証
 - (エ) 主体認証記録の取得及び管理
 - (オ)無線LAN経由でアクセスすることが可能な通信回線の範囲の制限
 - (カ)無線LANに接続中に他の通信回線との接続の禁止
 - (キ)無線LAN接続方法の機密性の確保
 - (ク) 無線LANに接続する電子計算機の管理
- (c) 情報システムセキュリティ責任者は、公衆電話網を経由したリモートアクセス環境を構築する場合には、以下に挙げる事項を含む措置の必要性の有無を検討し、 必要と認めたときは措置を講ずること。
 - (ア) 利用開始及び利用停止時の申請手続の整備
 - (イ) 通信を行う者又は発信者番号による識別及び主体認証
 - (ウ) 主体認証記録の取得及び管理
 - (エ) リモートアクセス経由でアクセスすることが可能な通信回線の範囲の制限
 - (オ) リモートアクセス中に他の通信回線との接続の禁止
 - (カ) リモートアクセス方法の機密性の確保
 - (キ) リモートアクセスする電子計算機の管理

2.2.4.3 府省庁外通信回線との接続

遵守事項

(1) 府省庁内通信回線と府省庁外通信回線との接続時

【基本遵守事項】

- (a) 情報システムセキュリティ責任者は、情報セキュリティ責任者の承認を得た上で、 府省庁内通信回線を府省庁外通信回線と接続すること。
- (b) 情報システムセキュリティ責任者は、府省庁内通信回線を府省庁外通信回線と接続することにより情報システムのセキュリティが確保できないと判断した場合には、他の情報システムと共有している府省庁内通信回線又は府省庁外通信回線から独立した通信回線として府省庁内通信回線を構築すること。
- (2) 府省庁外通信回線と接続している府省庁内通信回線の運用時

- (a) 情報システムセキュリティ責任者は、情報システムのセキュリティの確保が困難な事由が発生した場合には、他の情報システムと共有している府省庁内通信回線 又は府省庁外通信回線から独立した通信回線に構成を変更すること。
- (b) 情報システムセキュリティ責任者は、通信回線の変更の際及び定期的に、アクセス制御の設定の見直しを行うこと。
- (c) 情報システムセキュリティ管理者は、要安定情報を取り扱う情報システムについては、日常的に、通信回線の利用状況及び状態を確認、分析し、通信回線の性能低下及び異常を推測し、又は検知すること。
- (d) 情報システムセキュリティ管理者は、府省庁内通信回線と府省庁外通信回線との 間で送受信される通信内容を監視すること。

第 2.3 部 個別事項についての対策

2.3.1 その他

2.3.1.1 情報システムへのIPv6 技術の導入における対策

遵守事項

(1) IPv6 移行機構がもたらす脆弱性対策

【基本遵守事項】

- (a) 情報システムセキュリティ責任者は、情報システムにIPv6 技術を利用する通信(以下「IPv6 通信」という。) の機能を導入する場合には、IPv6 移行機構が他の情報システムに情報セキュリティ上の脅威を及ぼすことを防止するため、必要な措置を講ずること。
- (2) 意図しないIPv6 通信の抑止と監視

【基本遵守事項】

(a) 情報システムセキュリティ責任者は、IPv6 通信を想定していない通信回線に接続されるすべての電子計算機及び通信回線装置に対して、IPv6 通信を抑止するための措置を講ずること。

【強化遵守事項】

(b) 情報システムセキュリティ責任者は、IPv6 通信を想定していない通信回線を監視し、IPv6 通信が検知された場合には通信している装置を特定し、IPv6 通信を遮断するための措置を講ずること。